

恵庭市緑の基本計画(案)

令和 4 年 版

令和 4 年 1 月

目 次

第1章 計画の概要

1. 緑の基本計画とは	1
2. 緑の基本計画策定の目的	2
3. 緑の基本計画の位置づけ	3
4. 対象とする緑地の分類	4
5. 計画の策定構成	5
6. 計画期間	6

第2章 現況と課題

1. 緑の現況	7
2. 公園・緑地の現況・検証	11
3. 緑の課題	12

第3章 緑地の保全及び緑化の目標

1. 基本理念	17
2. 緑の将来像	18
3. 基本方針	19
4. 計画のフレーム	20
5. 計画の目標設定	21

第4章 緑地の配置及び都市緑化に関する計画

1. 4系統の緑地の配置計画	23
2. 生物多様性確保のための緑地の配置方針	29
3. 総合的な緑地の配置計画	31
● 総合的な緑地の配置計画図	32

第5章 実現のための施策の方針

1. 施設緑地の整備目標及び推進方針	33
2. 地域制緑地の指定目標及び指定方針	36
3. 施策の体系	38
4. 実現化に向けて	52
● 実現のための施策の方針図（施設緑地）	55
● 実現のための施策の方針図（地域制緑地）	57

資料編

用語解説	61
------------	----

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき、都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置です。恵庭市緑の基本計画(以下「緑の基本計画」という。)は、環境保全、レクリエーション、防災、景観といった多様な機能をもつ都市の緑の保全と創出を図りながら、やすらぎとうるおいのある快適な生活環境を有するまち恵庭をめざし、まちづくりの主体である市民、事業者、森林等土地所有者、行政の共通の「緑のまちづくり」の指針となるものです。

このため「緑の基本計画」は、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけではなく、公共公益施設や民有地の緑化、普及啓発活動等の都市計画制度によらない施策や取り組みなど、幅広い計画内容が含まれています。

こうした「緑の基本計画」の特色は、次のように整理されます。

緑の基本計画の特色

- ① 法律（都市緑地法）を根拠におく計画制度です。
- ② 計画の範囲は都市計画区域を対象とし、都市の緑とオープンスペースのすべてに関する総合的な計画です。また、都市計画による事業・制度だけではなく、公共公益施設空間や民有地も対象として、ハード施策から普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容が含まれます。
- ③ 住民に最も身近な地方公共団体である市町村が策定する計画です。
- ④ 計画の策定に際して住民意見の反映が努力義務となっています。
- ⑤ 計画の実効性を高めるため、計画内容の公表が努力義務となっています。

2 緑の基本計画策定の目的

「緑の基本計画」は、本市における緑の確保、公園や緑地の整備に対応するため、長期的視点に立って将来確保すべき緑地の目標量を定め、緑地が持つさまざまな機能をふまえつつ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの系統とグリーンインフラや「生物多様性の確保」の観点からなる緑地の配置計画を策定し、その実現の方針・施策を立案するものです。

また、公共公益施設及び民有地の緑化に関する方針を定めることにより、市民や各種団体・事業者・行政の連携と協働により総合的な緑化を計画的かつ効果的に推進する指針となるものです。

※グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められています。

※生物多様性とは、地球上では、人間だけでなく、動物や植物、昆虫などのいろいろな生き物がお互いにつながり合いながら生きています。このように、たくさんの生き物がいて、それらがつながり合っていることを指し、この生き物たちのつながりにより、地球では豊かな生態系が保たれています。生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立っています。

3 緑の基本計画の策定の経緯

本市では、平成14年に「恵庭市緑の基本計画」を策定しました。策定後概ね10年を迎えた平成25年には、中間見直しとして「恵庭市緑の基本計画 平成25年版」を策定し、生物多様性確保のため確保などの項目を追加しました。

「恵庭市緑の基本計画 令和4年版」は、目標年次を迎えるにあたり、社会情勢の変化など背景を踏まえこれまでの取り組みによる現状を把握した上で、「恵庭市緑の基本計画 平成25年版」の見直し計画として策定するものです。

恵庭市緑の基本計画

目標年
2018年(平成30年)

恵庭市緑の基本計画 平成25年版

目標年
2020年(平成32年)

恵庭市緑の基本計画 令和4年版

目標年
2040年(令和22年)

次期見直し

図 1-1 緑の基本計画の見直し経緯

4 緑の基本計画の位置づけ

「緑の基本計画」は「第5期恵庭市総合計画」や「令和3年版都市計画マスタープラン」に掲げられている将来都市像、まちづくりの基本目標を受け、この実現に向けた公園・緑地計画等の事業計画に反映されるものです。

また、「第5期恵庭市総合計画」や「令和3年版都市計画マスタープラン」に示された公園・緑地整備、緑の保全、緑化推進などに関する内容を推進するための部門計画でもあります。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の主に関連するものとしてゴール6（安全な水とトイレを世界中に）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）、15（陸の豊かさも守ろう）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）の達成に資するものです。



緑の基本計画の位置づけ

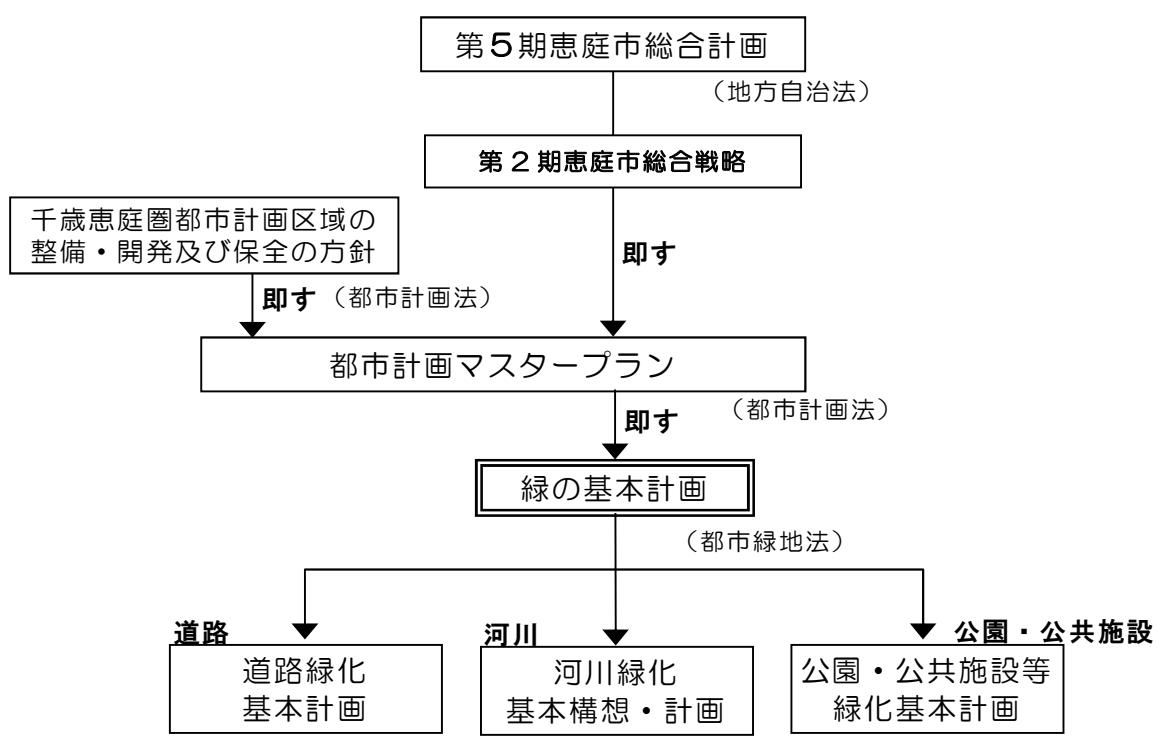
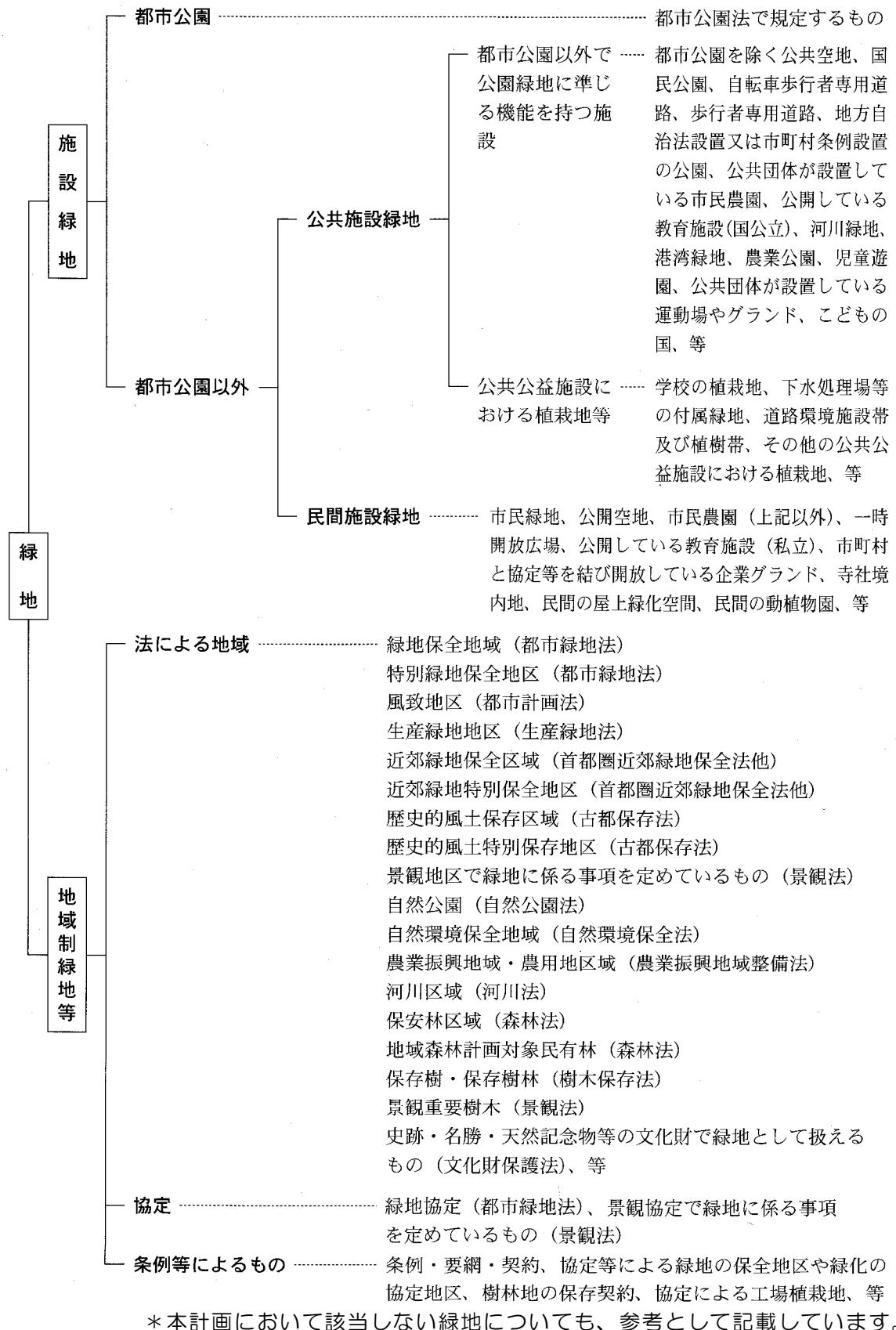


図 1-2 関連する SDGs の目標と緑の基本計画の位置づけ

5 対象とする緑地の分類

緑の基本計画で対象とする緑地は以下のとおりです。



6 計画の策定構成

計画の構成は、下図に示すとおりです。

●計画構成

●計画の背景

- ・緑の基本計画の背景と目的



●緑の現況と課題

1. 緑の現況
 - ①自然条件調査
 - ②緑地現況・緑化調査
2. 前回計画の目標達成状況の把握
3. 緑の課題



●緑地の保全・緑化の目標

- ①都市の概念
- ②基本理念
- ③緑の将来像
- ④目標設定



●緑地の配置及び都市緑化に関する計画

- ①4系統別緑地の配置計画
- ②生物多様性確保のための緑地の配置方針
- ③総合的緑地の配置計画



●緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

- ①施設緑地の整備目標・配置方針
- ②地域制緑地の指定目標・指定方針
- ③都市緑化の目標及び推進方針
- ④施策の体系



7 計画期間

本計画は、都市計画マスタープランにおいて設定されている目標年次との整合を図り、おおよそ20年後の令和22年（2040年）を目標年次として策定します。

また、10年後の令和12年（2030年）を中間目標年次と定め、中期的な計画目標を設定します。

第2章 現況と課題

1 緑の現況

(1) 本市の現況

恵庭市は、道都札幌と苫小牧市の中間に位置し、新千歳空港や苫小牧港に近接することから、全国の主要都市との陸・海・空路に恵まれています。また、JR千歳線、国道36号、北海道縦貫自動車道などによって全道各地と広域交通網が形成されており、恵まれた地域条件の中で道央圏の中核都市として着実に発展してきました。

行政区域面積は約29,487haであり、都市計画区域（約16,458ha）と行政区域の約64%を占める広大な森林地域（約18,810ha）で構成され、森林地域には水源涵養保安林（約12,640ha）が含まれています。都市計画区域の西部は北海道大演習場（約6,876ha）、北東部には農業地域が広がり、森林地域と農業地域に挟まれるように市街地が形成されています。

昭和48年に第1期恵庭市総合開発計画が策定され、計画的なまちづくりが進められるようになり、公園や街路樹などのほか、さまざまな公共施設の整備が進められ、令和2年国勢調査は70,331人となっています。

表2-1 恵庭市の人口と世帯数の推移

年次	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口	62,351	65,239	67,614	69,384	69,702	70,331
世帯数	21,383	23,660	25,662	27,634	28,846	30,276
世帯当たり人員	2.9	2.8	2.6	2.5	2.4	2.3

資料：国勢調査

(2) 都市の環境

市街地の状況をみると、昭和29年に行われた「恵庭地区土地区画整理事業」を皮切りに、市街地の約70%が土地区画整理事業や民間の開発行為により造成・宅地利用され、計画的な公園整備や緑地の確保が図られてきました。その中で、総合公園として恵庭公園、恵み野中央公園、ルルマップ自然公園「ふれらんど」が、地区公園として中島公園と恵庭ふるさと公園が整備されています。また、市民に身近な公園である近隣公園、街区公園についても、概ね適正に配置・整備されているほか、恵み野南・北緑地などの都市緑地も数多く配置されています。

また、令和2年11月には花の拠点「はなふる」がオープンしました。恵庭市花の拠点基本計画に基づいた「花のまち恵庭」の観光拠点で、区域内に道と川の駅「花ロードえにわ」やガーデンエリア、RVパーク等多様な交流・滞在機能を整備しており、今後も拡充が計画されており、令和4年には「全国都市緑化北海道フェア」が開催されます。

花の拠点「はなふる」

- ・恵庭市花の拠点基本計画に基づいた「花のまち恵庭」の観光拠点です。
- ・区域内に道と川の駅「花ロードえにわ」やガーデンエリア、RVパーク等多様な交流・滞在機能を整備しており、今後も拡充を計画しています。



(写真：サイクルフェスタ・恵庭運営協議会Facebookページ)

全国都市緑化北海道フェア

- ・令和4年6月25日（土）から7月24日（日）まで、「はなふる」・中島公園、隣接する河川空間、及びまちなか会場をメイン会場に第39回全国都市緑化北海道フェアが開催されます。
- ・フェアを通じて、心豊かな生活文化の創造、観光資源としてツーリズムの定着を進めるとともに、各産業と連携した地域振興の促進を図ることで、北海道の豊かな自然や花と緑の魅力、そして「花のまち」としてブランドの全国的な発信の契機とし、更なる発展にむけたガーデン運動を推進していきます。



(画像：第39回全国都市緑化北海道フェア「ガーデンフェスタ北海道2022」HP)

(3) 自然環境

1) 地形

- 本市の東部は札幌～苫小牧帯と呼ばれる一連の低地帯に位置する一方、西部は恵庭岳・漁岳などの山岳地帯となっており、その一部が支笏洞爺国立公園となっています。
- 西部の山岳地帯から東部に向けては緩やかな台地と低地が広がっており、そのなかを漁川、茂漁川、柏木川、島松川、ルルマップ川、ユカンボシ川が河岸段丘を形成しながら緩やかに曲流し、千歳川に合流しています。

2) 気候

- 本市の気候をみると、夏期は太平洋から勇払平野に抜ける南から南東にかけての季節風が卓越し、冬期には日本海から石狩平野に抜ける北から北西にかけての季節風が卓越していますが、年平均風速は 2.2 m/sec.であり、道内海岸地域に比べて比較的弱いものとなっています。
- 降水量は、夏期にやや多いものの、平均年間降水量は 1,061mm と比較的少ないものとなっています。
- 平均年最大積雪深は 84cm であり、太平洋に近いため降雪が遅く、道内の日本海側や北部地域に比べると少ないものとなっています。
- 令和2年の恵庭市下島松のアメダスデータでは、最高気温が 32.3°C、最低気温が -19.8°C、年平均気温が 7.2°C であり、道内でも比較的過ごしやすい気候にあります。

*気候に関する平均値は、恵庭島松観測地点の 1991 年～2020 年の統計に基づいたものです。

3) 地質

- 本市の地質は、南西北海道中軸帯を分割する重要な地質構造線上にあり、主に第四期堆積物により構成されます。
- 台地は、支笏・恵庭・樽前火山噴出物で覆われ、低地では泥炭海成堆積物によって厚く覆われ、沖積平野を形成しています。

4) 植生

- 樹木植生は、西部山岳地帯に亜寒帯、亜高山帯自然植生であるエゾマツ・トドマツ等の針葉樹が分布し、これに続く台地には道内に一般的にみられるシナノキ・ミズナラ、ハルニレなどの落葉広葉樹や針広混交林からなるブナ帯北部の自然林とその代償植生であるコナラ、カシワなどの二次林が分布しています。
- 草本（野草）では、北国を代表する花であるとともに、恵庭市の花ともなっているユリ科のスズランが自生しています。
- 恵庭公園では、市街地内にあって自然植生が比較的良好に保全されており、本市の植生の代表的空間となっています。
- 漁川をはじめとする主要河川沿いには、発達した河岸段丘上にヤチダモ、ハンノキを最古種とする低湿地植物群落がみられます。このほか、ハルニレ、ヤチダモ、オニグルミ、ヤナギ等の高木からなる渓畔林も残されており、湿地にはミズバショウなどの野草も多く見られます。

5) 動物相

- 哺乳類では、大型哺乳類であるヒグマやエゾシカが西部山岳地帯でみられるほか、河川沿いの森林地帯や恵庭公園等ではキタキツネやエゾリス、エゾモモンガ、トガリネズミなどの中小哺乳類が見られます。
- 鳥類では、市街地周辺や盤戻地区並びに恵庭渓谷をはじめとした河川空間において、オジロワシなどの猛禽類、アオサギ、カモ類、キツツキ類が見られ、恵庭公園や中島公園など都市公園においても、アカゲラなどのキツツキ類を身近に見ることができます。また、恵庭市の鳥となっているカワセミは、市街地内の河川空間でも見られます。
- 魚類では、サケ、サクラマス（及びヤマメ）、カワヤツメ、スナヤツメ、エゾウグイ、ウグイ、フクドジョウ、ハナカジカ、イトヨ、イバラトミヨなどが各河川に生息・回帰しています。

2 公園・緑地の現況・検証

本市の公園・緑地の現況量は、以下のとおりとなっています。

前回の緑の基本計画においては、都市公園 1人あたり目標面積は、当初で 39.8 m²/人、前回見直しで 45.5 m²/人と定めており、現況は計画当初の平成 10 年の 19.2 m²/人より、「ふれらんど」、「はなぶる」のほか公園、緑地の整備を進め 52%増の 29.1 m²/人となり、全道 29.0 m²/人（令和 2 年 3 月 31 日現在）、国で定めている緑の政策大綱の目標値の 20 m²/人を上回っています。

表 2-1 恵庭市の公園・緑地の現況量 R2.3 末

施設緑地種別			上段 当初計画策定期（平成 10 年）				
			下段 見直し年次（令和 2 年）				
			市街化区域（用途区域）		都市計画区域		
			整備量	m ² /人	整備量	m ² /人	
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	m ² /人	
住区基幹公園	街区公園	76	19.23	3.22	76	19.23	2.98
	近隣公園	87	22.88	3.41	87	22.88	3.27
	地区公園	7	9.50	1.59	7	9.50	1.47
	総合公園	9	12.20	1.82	9	12.20	1.74
	都市公園	2	10.31	1.73	2	10.40	1.61
	運動公園	2	9.80	1.46	2	9.80	1.40
	基幹公園計	2	52.20	8.74	2	52.20	8.09
		3	52.20	7.79	3	84.60	12.09
		101	97.08	14.49	101	129.48	18.50
特殊公園	風致公園						
	動植物公園						
	歴史公園						
	墓園				1	5.72	0.82
	その他				3	4.90	0.76
広場公園							
広域公園							
緩衝緑地							
都市緑地	都市緑地	24	20.29	3.40	24	23.96	3.71
		48	29.34	4.38	55	59.96	8.57
緑道	緑道	2	3.78	0.63	2	3.78	0.59
		2	3.78	0.56	2	3.78	0.54
都市林	都市林						
国の設置によるもの							
都市公園計	都市公園計	113	115.31	19.31	116	123.97	19.22
		151	130.2	19.43	162	203.94	29.13
公共施設緑地	公共施設緑地	79	51.34	8.60	107	174.06	24.28
		97	70.00	10.85	137	167.93	23.99
都市公園等計	都市公園等計	192	166.65	27.91	223	298.03	48.56
		248	200.2	30.29	299	371.87	53.12
民間施設緑地	民間施設緑地	6	32.13	5.38	10	421.09	97.12
		9	35.28	5.27	15	466.38	66.63
施設緑地計	施設緑地計	198	198.78	33.30	233	719.12	145.68
		257	235.48	35.55	314	838.25	119.75

3 緑の課題

本市では、市街地への人口、産業の集中により、住宅地をはじめ工業・商業・業務地が拡大することに伴い、多くの農地、樹林地、水辺等の緑とオープンスペースが失われてきました。

このため、環境保全、レクリエーション、防災、景観の機能を有する緑を都市の基盤整備を進めるなかで公園を整備し、漁川や茂漁川などの河川空間に河川緑地（都市緑地）を配置・整備し、都市公園等の面積（量）としては十分に確保しています。

一方で、近年の地球温暖化をはじめとした環境問題や生物多様性の保全、気候変動により懸念される水害や土砂災害などの自然災害の頻発や激化に対応した安全・安心なまちづくりなどの観点から、市民の環境志向がより高まっており、これらの課題解決には多様な主体が連携した共助による地域づくりが重要とされています。

また、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性の確保に向けて緑の再生、保全、創出等の取組の重要性が示されたことを受け、令和3年10月には、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「少なくとも2030年までには生物多様性の損失を逆転させ回復させる」とする「昆明宣言」を採択した。さらに、平成27年の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標（SDGs）が示され、緑の立場からも、これらの目標達成をめざすことを通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要とされています。

本市においては、こうした課題に対し、緑の量の確保から質の高い緑地の形成、保全、活用が重要となります。

（1）骨格的緑地の形成

1) 骨格的緑地の位置づけ

- 都市を構成する骨格的な緑を位置づけ、これらを基本とした緑地の整備を開発する必要があります。

2) 優れた緑の軸となる河川と防風保安林の活用

- 優れた緑の軸となる漁川をはじめとする河川空間や防風保安林は、基本的な緑地の形態を活かしながら、環境保全、レクリエーション、防災、景観等のグリーンインフラとしての機能を十分に発揮させ、さらには生物多様性の観点から総合的に緑の機能が発揮できるように公園緑地等を適正に配置し、整備を推進していく必要があります。

3) 緑のネットワーク

- 骨格的緑地の機能を支え、連續性の確保や機能を補完するため、よりきめ細かな緑のネットワークの形成、充実が望まれます。

(2) 緑地の保全及び活用

1) 生活環境の向上に資する緑の確保・充実

- 市街地の良好な生活環境を維持・保全するため、市街地内に分布する緑の存在価値や機能を評価し、緑の確保・充実を推進する必要があります。

2) 市街地内に残存する緑地の保全・育成と活用

- 市街地内に残存する自然度の高い樹林や樹木を保全・育成するとともに、その活用を検討する必要があります。

3) 地域特性に応じた土地利用による地域環境づくり

- 本市では、農業が基幹産業のひとつとなっていますが、農業地域と市街地が接しているなかで、緑豊かな田園風景と「農」に対する関心が高まっており、都市と農村の交流を深め、ゆとりとうるおいのある地域環境づくりの推進が求められています。
- そのため、農業との調和を図りながら、緑が有するさまざまな機能に着目し、適正に緑地を配置する必要があります。

(3) 水と緑に彩られた生活空間の形成

1) 公園・緑地の質的整備

- 個性や地域特性を活かした公園づくりや質の高い整備を行うとともに、地域の実情に応じて新たな緑をつくりあげていくことが求められています。

2) 公園・緑地の維持管理の充実

- 「恵まれた庭」という地名にふさわしいまちを維持していくため、地域に根ざし、市民に親しまれる公園・緑地の維持管理充実が求められています。

3) 河川空間の保全

- 市内を流れる漁川、茂漁川、島松川、柏木川、ルルマップ川、ユカンボシ川の6河川は、森林環境、田園環境とともに本市の貴重な地域資源であることから、その保全が求められています。



4) 市民が憩える水辺環境づくり

- 河川縁地には遊歩道やレクリエーションの場が整備され、市民の憩いの場として活用されていますが、河川空間は市街地内にあって本市を代表する自然環境を有していることから、子ども達の自然体験・環境学習の場などとしても活用されることが期待されています。

5) 道路空間の緑化

- 広幅員の道路空間は、市街地内にあって貴重な緑化可能地であり、また、公園や緑地などをつなぐネットワークルートとして重要であることから、街路樹や植樹帯などの設置による緑化を推進し、「街路樹の再生指針」に基づき街路樹の質の向上を図る必要があります。

6) 公共施設空間の緑化

- 公共施設空間は、本市における緑化推進の先駆的なモデルともなる場所として、シンボルツリーや花壇、生垣などにより緑化を推進する必要があります。

(4) 恵庭らしい都市景観づくり

- 市民が恵庭に住むことに誇りと愛着を持ち、また、訪れる人たちが魅力を感じる「恵まれた庭」という地名にふさわしい、個性豊かな景観形成に努める必要があります。

(5) 花のまちづくりの推進

- 水と緑と花に彩られた都市環境の中で、住みよい、快適な生活環境をつくりあげていくことが求められています。
- 道内有数の花の生産地であり、花を通じての市民交流が盛んであるという地域特性を活かして、花の拠点「はなふる」が整備されました、さらに「花のまち恵庭」らしいイメージを確立するとともに、まちの活性化につなげていく必要があります。また、公共施設においては「恵庭市公共施設花づくり基本指針」に基づき施設の目的や利用状況に応じた花づくりを市民と協働して進めることができます。

(6) 自然と共生するまちづくり（生物多様性の確保）

- 樹林地や河川空間などは市街地にあって貴重な生物の生息・生育空間であることから、これらを保全し、エコロジカルネットワークを形成することが求められています。
- また、これらの緑を自然環境学習などの場として、活用を検討する必要があります。

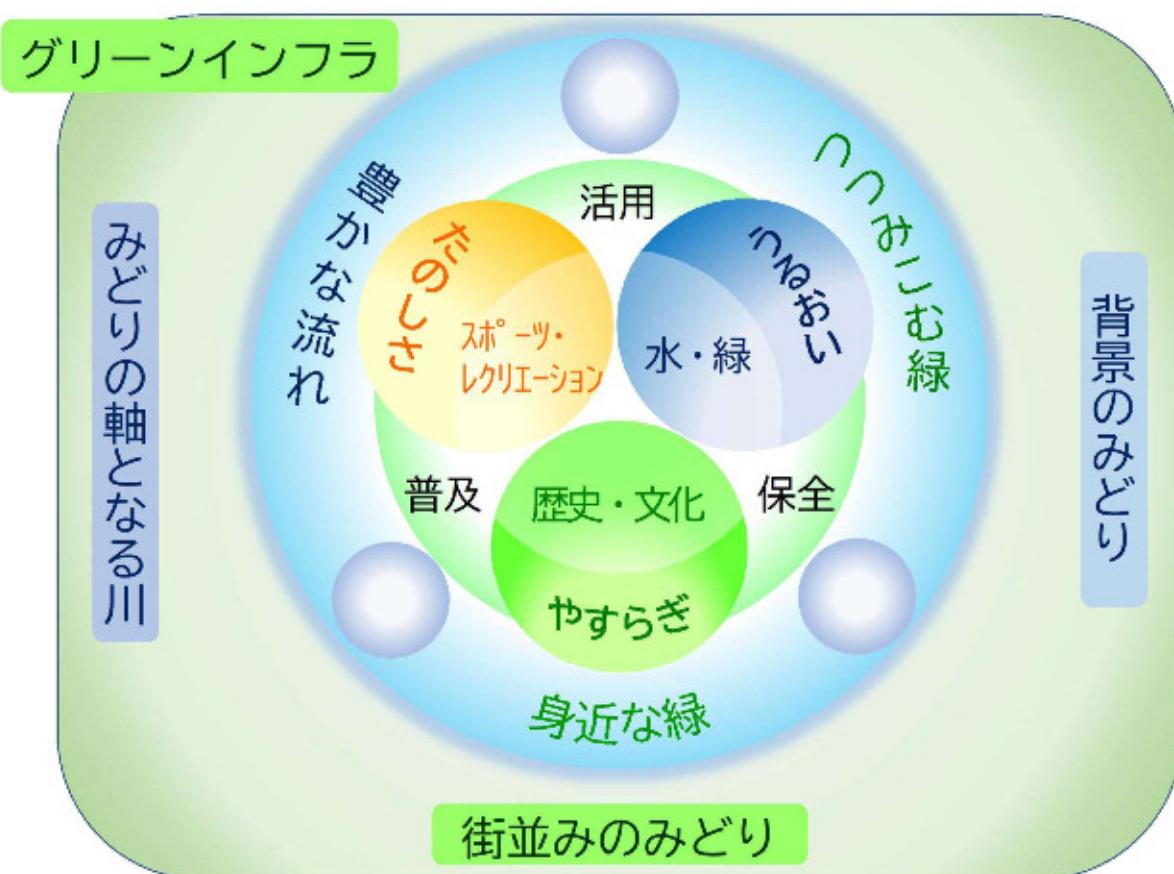
第3章 緑地の保全及び緑化の目標

1 基本理念

人間の歴史の中で森林や樹林に代表される『緑』は、人々と密接に結びつき、重要な役割を果たしてきました。恵庭岳山麓から連なる台地と低地に広がる恵庭市においても、かつては一面が深い森林に覆われており、現在、その面影を市街地内の恵庭公園に見ることができます。

市街地の街並みのみどりを中心として、豊かに広がる森林、田園、河川などのすべてを大きな庭とみなし、水と緑と花に彩られた「恵庭」、すなわち「恵まれた庭」という地名にふさわしい美しくやすらぎのあるまちを形成するためには、市民・事業者・行政の協働により自然環境が有する多様な機能を賢く利用するグリーンインフラを通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある街づくりに取り組むことが重要となります。

のことから、「緑の基本計画」では総合的かつ計画的な施策の実施や緑化推進体制を確立し、地球温暖化対策への積極的な参加に努め、将来にわたって緑のまちづくりを継続していくことを基本理念とします。



2 緑の将来像

本計画は、「第5期恵庭市総合計画」の目標である「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむまち」の実現に向けた都市の緑全般に関する計画であり、緑に関わるまちづくりの方向性を総合計画と共有するものです。

将来都市像は、「恵庭市都市計画マスタープラン」において設定された基本理念である「ガーデンシティの確立」、「恵庭（恵まれた庭）」という地名にふさわしい、美しくやすらぎのあるガーデンシティをめざすため、緑地の保全、公園緑地の整備、緑化の推進により、まち全体をガーデニングし、市民すべてが緑や水辺、花などにふれあうことのできる水と緑のネットワークを形成していきます。

のことから、本計画の将来像は『えにわまるごとガーデニング』と設定します。

恵庭市緑の基本計画

——緑の将来像——

えにわまるごとガーデニング

3 基本方針

本計画では『えにわまるごとガーデニング』を緑の将来像とし、市民すべてが多様な緑や水辺、花、自然とふれあうことができる水と緑のネットワークの形成の具現化を目標として、「緑をまもる」・「緑をふやす」・「緑をそだてる」の3つの観点から計画を推進することを基本方針とします。

(1) 緑をまもう

漁岳を源とする漁川と数々の支流で形成される恵庭渓谷周辺の森林地帯は、豊かな緑が広がり、野生生物の生息地となっています。これらの森林は市民の生活を支える貴重な財産であり、えにわ湖を中心とした水源涵養保安林は、恵庭市を含む4市2町の水道水源を支えています。

現在ある緑を保全することは、緑化を進めていくうえでの基本となります。本市においては、豊かな自然環境を有する樹林地や防風保安林、河川空間のほか、市街地、農地に残されている緑を保全していくことが重要です。

そのため、これらの緑や新たに整備する緑について総合的な保全施策を展開することにより緑を将来にわたって継承するとともに、自然と共生し、都市の低炭素化に資するまちづくりを推進します。

(2) 緑をふやそう

質の高い緑を増やすことは本計画の中核をなすものです。公園緑地の整備をはじめ、道路や学校などの公共施設空間の緑化、民有地空間の緑化を推進して緑を確保し、緑視効果を重視した洗練された緑の効果的な演出を検討します。

また、河川空間をはじめとする緑の帯は、拠点となる公園緑地などを結ぶ緑の回廊としての役割を担うとともに、災害時には避難路や延焼遮断帯などとしての役割を併せ持つ都市にとって重要な緑であることから、これら緑のネットワーク化を推進します。

これまでに整備してきた公園などの施設については、快適で安全に利用することができるよう維持していきます。

(3) 緑をそだてよう

恵み野をはじめ、計画的なまちづくりによって形成された新しい市街地が多い本市において、花と緑を媒体とした住民の交流によるまちづくりの推進は、美しい街並みを育てていくうえで欠くことのできないものです。さらには、花や緑を維持し、交流や活動を継続していくとともに、地域ごとに特色ある緑化を推進する必要があります。

そのため今後も、市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働により、花と緑の普及・啓発活動や緑化の組織づくりなどの施策を推進し、緑の質の向上に努めます。

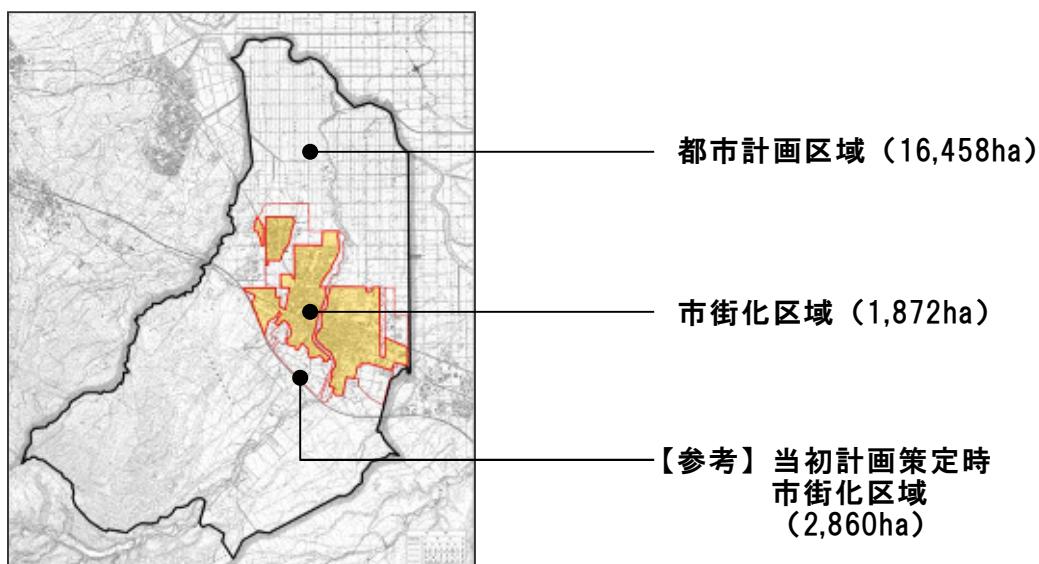
4 計画のフレーム

本計画における計画のフレームは以下のように設定します。

なお、目標年次については、都市計画マスタープランにおける目標年次との整合を図り、令和22年（20年後）を本計画の目標年次とし、整合性を図るものとします。

（1）計画対象区域

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
千歳恵庭圏都市計画区域	恵庭市の一部（16,458ha）



（2）都市計画区域内人口の見通し

年 次	現 況 令和 2 年*	中間年次 令和 12 年	目標年次 令和 22 年
人 口	70 千人	69 千人	66 千人

* 現況人口は令和2年国勢調査に基づく数値です
将来人口は恵庭市人口ビジョン

（3）市街化区域の規模

年 次	現 況 令和 2 年*	中間年次 令和 12 年	目標年次 令和 22 年
人 口	67 千人	66 千人	63 千人
市街化区域面積	1,872ha	1,872 ha	1,872 ha
人 口 密 度	35.8 人/ha	35.3 人/ha	33.7 人/ha

* 現況の人口は令和2年国勢調査に基づく数値です

5 計画の目標設定

目標年次における緑地の確保目標は、次のとおりとします。

(1) 緑地の確保目標設定

市街地内		都市計画区域内	
緑地確保目標面積 (ha)	割合 (%)	緑地確保目標面積 (ha)	割合 (%)
275.70 (343.94)	14.7 (12.0)	5,797.92 (5,873.55)	35.2 (35.8)

* () 内数値は当初計画（平成 10 年）の値です

(2) 都市公園として整備すべき緑地の目標設定

年次	計画策定期現況 令和 2 年	中間年次 令和 12 年	目標年次 令和 22 年
人口 1 人あたり の都市公園面積	29.1 m ² /人 (19.2 m ² /人)	↗	↗

* () 内数値は当初計画（平成 10 年）の値です

(3) 緑化の目標設定

年次	計画策定期現況 令和 2 年	中間年次 令和 12 年	目標年次 令和 22 年
都 市 全 体 の 緑 化 目 標	5,797.92 ha (5,996.31 ha)	↗	↗
公 共 公 益 施 設 緑 化 目 標	371.87 ha (298.03 ha)	↗	↗
民有地の緑化目標	466.38 ha (421.09 ha)	→	→

* () 内数値は当初計画（平成 10 年）の値です

第4章 緑地の配置及び都市緑化に関する計画

本市における緑の将来像の実現に向け、当初計画において設定した環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統の観点のほか、グリーンインフラや生物多様性確保ための観点を加え、緑地の配置方針及び都市緑化に関する計画方針を示します。

1 4系統の緑地の配置計画

(1) 環境保全系統

環境保全系統では、都市の骨格の形成、貴重な自然の保護、歴史文化の継承、快適な生活環境の形成を図るとともに、市街地の特性に応じた緑地の配置を計画します。

1) 都市の骨格の形成

- 市街地の北東部に広がる農地や市街地背後の丘陵地の縁は、本市の基盤となる緑として位置づけ、保全します。
- 漁川をはじめ、市内を流れる柏木川、茂漁川、ユカンボシ川、ルルマップ川、島松川などの各河川を都市の骨格を形成する緑地として位置づけ、保全と河川緑地の整備充実を推進します。
- 市街地を囲むように分布する防風保安林は、本市の重要な緑の骨格として位置づけ、保全を推進します。

2) 貴重な自然の保護

- 漁岳を源とする漁川と数々の支流で形成される恵庭渓谷周辺の森林地帯は、豊かな緑が広がり、野生生物の生息地となっていることから、本市の基盤となる緑として位置づけ、保全します。
- 恵庭公園、中島公園、恵庭ふるさと公園、あさひ公園、カリンバ自然公園のほか、柏木川沿いに残された丘陵台地性の高木林植物群落は、市街地内にあって貴重な自然環境を有する緑地として位置づけ、保全します。
- 漁川河川空間のヤナギ灌木林やヨシ等の植生、柏木川や茂漁川沿いに分布する低湿地高木自然林は自然度の高い緑地であることから、本市の重要な緑の骨格である河川と併せて保全を図ります。
- 生物多様性の保全の観点から市内を流れる河川とその河畔林、市街地を囲むように分布する防風保安林、大規模な公園緑地等は、エコロジカルネットワークを形成する緑としても位置づけ、保全します。

3) 歴史的風土の継承及び形成

- 豊栄神社をはじめとする社寺林は、恵庭市の歴史・文化を伝える緑地として位置づけ、保全します。

4) 快適な生活環境を支える緑地

- 快適な生活環境を維持するため、市街地内に残されている身近な緑を可能な限り保全します。
- 市街地における都市公園や都市緑地は、適正な配置のもとに整備を推進します。
- 道路空間は、街路樹などの植栽により、快適で彩り豊かな緑化を推進します。
- 防風保安林や河川空間は、快適な生活環境維持・向上の観点からも重要な緑地であり、保全を図ります。

5) 市街地特性に応じた緑地の配置

- 恵庭・島松・恵み野の各市街地の土地利用や市街化の状況、既存緑地の配置・分布状況等に応じ、緑地の配置を検討します。
- 河川空間、防風保安林、農地、街路樹などは、騒音防止や冬期の北西風を緩和するなど、環境負荷の軽減を図る緑地として位置づけ、配置します。
- 住宅地では、住区基幹公園を適正に配置することにより、市街地環境の向上を図ります。
- 商業地では、緑化スペースを確保し、フラワーポットやバスケットなどを用いて空間を有効に活用しながら緑化を図ります。
- 工業地では、恵庭市水と緑のまちづくり条例等を活用し、敷地内緑化を推進します。また、住宅地と工業地が隣接する地域には緩衝緑地を配置するなど、住宅地の快適な生活環境確保を図ります。

(2) レクリエーション系統

レクリエーション系統では、身近なレクリエーション空間、全市的視点からのレクリエーション空間の確保をめざし、これらをそれぞれ特色ある施設として整備しすることで魅力を向上し、利用を促進します。

1) 身近なレクリエーション空間

- 身近なレクリエーションの場である住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）は、既設公園の位置や規模、周辺の土地利用、恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模を考慮して適正に配置するとともに、土地利用の再編にともなう再配置も適切に行います。
- 既成市街地など、住区基幹公園の誘致圏外に位置する地域において公園を配置することが困難な場合は、既存の公共施設緑地や樹林地を活用して代替機能を確保するなど、可能な限り適正に配置することを検討します。

- 新たな住宅地が形成される場合は、周辺市街地における住区基幹公園の配置・整備状況等を考慮して配置します。
- 小学校などの公共施設空間は、身近なスポーツ・レクリエーションに対応する緑地として位置づけ、活用を図ります。

平成15年3月に都市公園法施行令が改正され、これまで全国一律の住区基幹公園の配置基準となっていた誘致距離の数字表示が廃止されました。今後は、地方公共団体がその地域における都市公園の整備水準を勘案して都市公園の種別ごとに配置及び規模の基準を条例で定めることが望ましいとしています。

このことを受けて検討した結果、恵庭市においては都市公園の整備水準が高く、本計画の目標年次までに整備が必要な住区基幹公園についても整備個所が少なくなってきたことから、これまで同様、市街地内における均衡ある住区基幹公園の配置を目的として、以下のように配置及び規模を条例で定めることに変更します。

恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模

- 街区公園
 - 誘致距離は250m程度を基本として配置する。
 - 規模は0.25haをおおよその目安とする。
- 近隣公園
 - 誘致距離は500m程度を基本として配置する。
 - 規模は2.0haをおおよその目安とする。
- 地区公園
 - 誘致距離は1km程度を基本として配置する。
 - 規模は4.0haをおおよその目安とする。

2) 全市的なレクリエーション空間

- 全市的なレクリエーション空間となる都市基幹公園として、総合公園を位置づけます。恵庭公園はユカンボシ川の源流として河川空間との一体性・連続性に配慮するとともに、恵み野中央公園は都市緑地との連続性を活かしたレクリエーションネットワーク拠点として位置づけます。ルルマップ自然公園「ふれらんど」は「農」をテーマとした都市と農村との交流拠点として位置づけます。
- 花の拠点「はなふる」については、漁川河川空間と連動した緑の観光交流拠点として位置づけます。
- 盤戸地区は、自然あふれるレクレーション空間として機能の拡充、活用を検討します。
- 多様化するスポーツ・レクリエーション需要に応えるため、公園内施設のリニューアルを検討します。
- 漁川をはじめ市内を流れる各河川空間は、親水レクリエーション機能を持つ緑地として整備・活用します。

3) レクリエーションネットワークの形成

- 連続的かつ広域的な緑地利用を促進するため、緑地間を相互に連絡する都市計画道路等の緑化、緑道の整備、河川空間の活用などにより、レクリエーションネットワークを形成します。
- 道道札幌恵庭自転車道線の延伸具体化に合わせて恵庭らしい沿道景観の形成を図るとともに、広域的に多くの人が利用する動線となることから、利用拠点の整備についても検討していきます。
- グリーンベルトや広幅員の道路は、市街地のレクリエーションネットワークを補完する緑地として保全、活用を図ります。

4) 民間施設緑地の活用

- 一般に開放されている民間のスポーツ・レクリエーション施設を民間施設緑地として位置づけます。

(3) 防災系統

防災系統では、自然災害の防止、災害時における安全性の確保、都市災害の軽減、緩衝機能を有する緑地の配置を計画します。

1) 自然災害を防止する緑地

- 防風保安林は、防風、防雪機能を有しており、維持・保全を図ります。
- 市街地周辺部の樹林地は、豪雨時や地震時等の災害防止に寄与する緑地として位置づけます。

2) 災害時における安全性の確保

- 災害時の避難場所として位置づけられている都市公園や学校のグラウンド、公共施設空間を、災害時における安全性の確保に寄与する緑地として位置づけます。今後、新たに整備される公園や公共施設空間についても、避難場所としての安全性に配慮しながら適正に配置します。
- 市街地内に帯状に分布する河川や道路空間等の縁は、避難路としての機能や、火災時の延焼遮断機能を有していることから、これらのネットワーク化を図るとともに、保全と利用に努めます。
- 漁川等の河畔林や桜づつみなどは河岸の強化になることから、保全及び緑化に努めます。

3) 緩衝機能の充実

- 工業地と住宅地が隣接する地域については、緩衝機能を有する緑地を配置することにより、災害時における被害拡大防止を図ります。
- 国道36号等の主要幹線道路の沿道には、騒音・振動を軽減するための緩衝機能を有する緑化を図ります。

(4) 景観構成系統

景観構成系統は、都市を代表する景観、地域を代表する景観、市街地の計画的緑化などを考慮し、緑地の配置を計画します。

1) 都市を代表する景観

- 漁川上流に続く森林地帯は、恵庭渓谷をはじめとする雄大な自然環境に恵まれた本市を代表する景観であり、継続的な保全に努めます。
- 市街地北東部に広がる農地や連続する防風保安林は、北海道の地域特性を印象づける景観であり、保全を図ります。

2) 地域を代表する景観

- 恵庭公園の自然性の高い樹林地や河川沿いの樹林地、防風保安林などは市街地や農地内にあってランドマーク機能を有する緑地であり、これら地域を代表する景観のシンボルとなる緑地は、保全、活用を図ります。
- 市内を流れる漁川や茂漁川、柏木川等の河川は、良好な水辺景観を形成しており、河畔林と一緒に保全、活用を図ります。
- 農地や市街地、山並みの眺望点となる橋詰の広場、公共施設等は、緑地としての整備や保全、緑化を行い、優れた眺望を有する緑地として、保全、活用を図ります。

3) 市街地の計画的緑化

- 市街地や地域のシンボルとして、また緑化推進のモデルとして、公共施設空間の緑化を推進します。
- 住宅地については、花壇や生け垣等により、緑豊かな住宅地景観形成の誘導を図ります。

-
- 工業地については、接道部への緑地帯の配置に努め、周辺景観との調和を図ります。
 - 商業地については、歩行者の安全性と快適性を確保しながら、緑の景観形成に向け、緑地やオープンスペースの確保、樹木や花による修景緑化に努めます。
 - 景観を構成する緑地のバランスを保つため、連續性を有する緑地を結ぶ道路や河川空間等の景観構成要素となる緑をつなぎ、質の高い景観を形成します。

2 生物多様性確保のための緑地の配置方針

(1) エコロジカルネットワーク形成による生物多様性の確保の目標

恵庭市内において、恵庭市が主催する「子ども塾」、市民団体やNPOなどが実施している自然観察、河川管理者が主催している環境学習等の場においてもモニタリングできるよう、恵庭市民にとっては身近な存在でありながら、都市にあって貴重な生き物を「目標種」と設定します。

具体的には、以下の2種を目標種として設定します。

生物多様性確保の目標種

- サケ及びサクラマス(ヤマメを含む)
 - 漁川をはじめ、市街地で産卵が見られる魚類です。
 - 漁川の「いざり」は、サケ・マスが産卵のために掘る穴を意味するアイヌ語「イチャニ」に由来しています。
- エゾリス
 - 恵庭公園や中島公園など、市民が日常的に利用する都市公園においても見られる小動物です。
 - 恵庭公園の隣接地に都市計画道路恵南柏木通が整備された際には、恵庭公園を源流とするユカシボシ川の河川空間の連続性を考慮した小動物の橋「エコブリッジ」が整備されています。



漁川で産卵するサケ



恵庭公園のエゾリス

写真提供：一般社団法人流域生態研究所
妹尾優二氏

(2) エコロジカルネットワーク形成のための緑地の配置方針

1) 中核地区緑地

- 市街地及びその周辺において、目標種の生息・生育地となる以下の緑地を位置づけます。
 - 漁川
 - 茂漁川
 - 柏木川
 - ユカンボシ川
 - ルルマップ川
 - 恵庭公園
 - 中島公園
 - 市街地背後の丘陵樹林地

2) 抱点地区緑地

- 市街地及びその周辺において、目標種の分布域の拡大等に資する以下の緑地を位置づけます。
 - ルルマップ自然公園ふれらんど
 - はなふる
 - 中恵庭公園

3) 回廊地区緑地

- 中核地区と抱点地区を結び、目標種の移動空間となる以下の緑地を位置づけます。
 - 千歳川、島松川
 - 漁川及び漁川河川緑地
 - 茂漁川及び茂漁川河川緑地
 - 柏木川及び柏木川河川緑地
 - ユカンボシ川及びユカンボシ川河川緑地
 - ルルマップ川及びルルマップ自然公園ふれらんど
 - 防風林
 - バイパス沿い緑地
 - 恵み野中央公園及び恵み野南・北緑地

4) 緩衝地区緑地

- 緩衝地区緑地は、中核・抱点・回廊地区緑地と同様な生態的ポテンシャルを有し、または補完する緑地を位置づけるものですが、本計画では中核・抱点・回廊地区緑地で充足すると考え、配置を計画する予定はありません。

3 総合的な緑地の配置計画

4系統の緑地の配置計画、グリーンインフラ及び生物多様性確保のための緑地の配置方針をふまえ、本市の総合的な緑地の配置を計画します。

(1) 骨格的な緑地の配置計画

- 都市の骨格を形成している優れた自然である漁川、茂漁川、柏木川、ユカンボシ川、ルルマップ川、島松川の保全を図り、「骨格となる河川の軸」として位置づけます。
- 市街地をとりまく防風保安林及び国道36号（恵庭バイパス）、恵南柏木通を「骨格となる緑の軸」として位置づけます。
- ユカンボシ川の源流である恵庭公園、恵み野中央公園、漁川沿いの中島公園、恵庭ふるさと公園、柏木川沿いの市民交流の森、ルルマップ川と一緒にとなったルルマップ自然公園ふれらんど、花の拠点「はなふる」を「緑の拠点」として位置づけます。

(2) 貴重な自然の保護

- 漁川上流部の恵庭渓谷を中心とした広大な森林地帯は、自然性の高い緑地として保全します。
- 市内に分布する防風保安林や河畔林、市内を流れる河川、大規模な公園等は、市街地において生物多様性確保の目標として設定した目標種の生息・生息地として、積極的に保全します。
- 恵庭公園、中島公園、恵庭ふるさと公園、あさひ公園、カリンバ自然公園、柏木川沿いなどには自然の面影を残す樹林地が残存していることから、その保全と活用の両立をめざします。

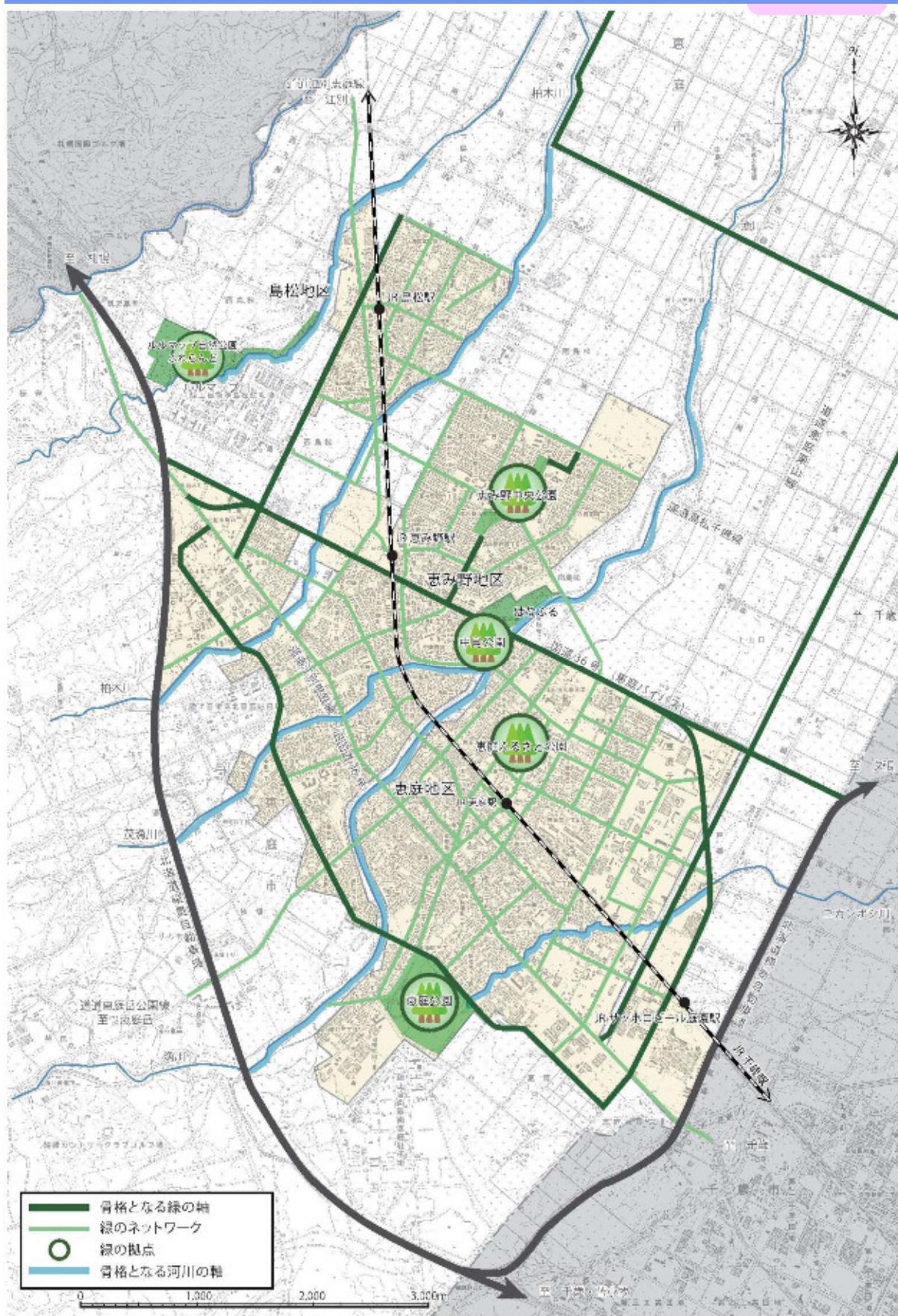
(3) 緑のネットワークの形成

- 「緑の拠点」を結びつけるため、「骨格となる河川の軸」・「骨格となる緑の軸」などの線的な緑を、緑のネットワークとして位置づけます。
- 緑のネットワークは災害時の避難経路になるほか、身近なレクリエーションの場として整備・活用を図ります。
- 自然と共生するまちづくりをめざし、エコロジカルネットワークの形成を図ります。
- 近隣公園や駅前広場、ポケットパークなどは、緑のネットワークの結節点として位置づけます。

(4) 身近な緑地の保全と創出

- 市街地に残存する樹林地は積極的に保全するとともに、都市公園等の整備を促進し、身近なレクリエーション空間、防災拠点として緑地の確保に努めます。
- 新たに整備する公園や公共施設空間については、既存樹林地の保全・活用を図るなど、緑の確保に努めます。

総合的な緑地の配置計画図



第5章 実現のための施策の方針

1 施設緑地の整備目標及び推進方針

(1) 都市公園

1) 整備目標

将来想定人口6.6万人に対して、整備目標は、市民1人当たり現況の29.1m²を上回ることを目標とします。

公園種別ごとの配置方針と整備目標量は以下に示すとおりです。

2) 配置方針と整備目標量

① 住区基幹公園

市民の日常生活に身近な公園であり、市街地内に均衡に配置し、人と人とのふれあいの場、安心してくつろげる場として配置します。

● 街区公園

- 現在87箇所、22.88ha 整備されています。
- 誘致距離は250m程度を基本として配置しながら、既成市街地など、住区基幹公園の誘致圏外に位置する地域において公園を配置することが困難な場合は、既存の公共施設緑地や樹林地を活用して代替機能を確保するなど、可能な限り適正に配置することを検討します。

● 近隣公園

- 現在9箇所、12.2ha 整備されています。
- 誘致距離は500m程度を基本としながら、周辺公園緑地等の分布状況を考慮して配置を検討します。

● 地区公園

- 現在2箇所、9.8ha 整備されています。
- 島松地区及び周辺には地区公園を配置しませんが、島松屋外運動場（公共施設緑地4.3ha）を地区公園の代替機能を有する施設として位置づけます。
- 既存ストックの施設緑地等を活用し、地区公園として再整備する場合は、誘致距離は1km程度を基本としながら、周辺公園緑地の分布状況を考慮して配置を検討します。

② 都市基幹公園

市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、スポーツなどの利用に供することを目的とした公園として配置します。

● 総合公園

- 現在、恵庭公園、恵み野中央公園、ルルマップ自然公園ふれらんどの 3箇所、**84.6ha** が整備されており自然環境の保全を図りながら、公園機能を維持していきます。

● 運動公園

- 現在、運動公園は未整備ですが、恵庭公園（総合公園）、恵み野中央公園（総合公園）、ルルマップ自然公園ふれらんど（総合公園）、中島公園（地区公園）、島松屋外運動場（公共施設緑地）等において運動公園の機能を補完します。

③ 特殊公園

- 現在、中恵庭公園、柏木地区レクリエーション施設、松鶴公園の 3箇所、**5.0ha** が整備されており、これら公園機能を維持していきます。
- 墓所需要に対応するとともに、良好な都市景観の形成を目的として、西島松地区に墓園を 1箇所、**13.9ha** 配置します。

④ 都市緑地

- 現在、**55 箇所、59.96ha** が整備されています。このうち、漁川河川緑地とユカンボシ川河川緑地については未整備箇所を含め確保します。
- 都市緑地は、計画目標年次までに、漁川河川緑地とユカンボシ川河川緑地の未整備箇所を含め確保します。

⑤ 緑道

- 現在、**2 箇所、3.78ha** が自転車歩行者道として整備されており、緑道として位置づけます。
- 今後は、都市計画マスタープランに基づくテーマ別プロジェクトや道道札幌恵庭自転車道線の延伸計画の具体化に合わせ、緑道や自転車歩行者道の配置を検討します。

(2) 公共施設緑地

都市公園に準じた機能を有する緑地を、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から配置します。

1) 公園、緑地等

- 盤尻公園（市民スキー場）、えなみ公園（緑地）、交通公園、惟宮碑を都市公園に準じた機能を有する公共施設緑地として位置づけます。

2) 学校等

- 学校などの空間を公共施設緑地として位置づけます。

3) その他

- 市庁舎や体育館、その他公共施設・広場、公営住宅敷地内の公園及び緑地等の空間を公共施設緑地として位置づけます。

(3) 民間施設緑地

1) 学校等

- カリンバ遺跡に隣接する北海道文教大学や、恵み野中央公園に隣接して文教地区を形成している私立学校群の空間は、都市環境に寄与する民間施設緑地として位置づけます。

2) スポーツ・レクリエーション施設等

- 一般に開放されているゴルフ場、パークゴルフ場、JR北海道野球場、サッポロビール北海道工場、えこりん村は、恵庭市民だけではなく市外からの来訪者の利用にも供する民間施設緑地として位置づけます。

2 地域制緑地の指定目標及び指定方針

(1) 法によるもの

1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区

- 計画目標年次までに新たな指定を行う予定はありません。

2) 風致地区

- 計画目標年次までに新たな指定を行う予定はありません。

3) 河川区域

- 現在指定されている河川区域を継続するとともに、北島地区遊水地区域を追加します。
- 北島地区遊水地区域を含む河川区域は、エコロジカルネットワークの中核地区・拠点地区・回廊地区としても位置づけられるものもあることから、河川管理者との協力のもと、良好な環境を形成するとともに、利活用を検討します。

4) 保安林区域

- 恵庭市内に帯状に分布し、エコロジカルネットワークの形成にも寄与する防風保安林については、自然環境学習などの場としての活用を検討します。

5) 地域森林計画対象民有林

- 現在指定されている地域森林計画対象民有林を継続します。

6) 農用地区域

- 原則、現在指定されている農用地区域を継続します。

7) その他法によるもの

- 平成 17 年に国の史跡として指定されたカリンバ遺跡地区は、継続して保全を図ります。
- カリンバ遺跡の周辺地区については、文化遺産の学習の場としての活用を検討します。

(2) 条例等によるもの

- 市街地内とその周辺部において良好な都市環境の形成に寄与している樹林地、由緒由来のある樹木等を維持していくため、市民の保健休養や都市景観上保全することが必要と認められるものを「北海道自然環境等保全条例」、「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」により保護地区や保全地区、保存樹木として指定することで、地域内で行う行為を制限するなど、地区の保全・保護を図ります。
- 花の田園住宅地区計画区域においては、大規模な宅地を活かした景観形成維持を図ります。
- このほか、現在、工業地の事業所敷地内等で緑化されている緑地空間については、恵庭市水と緑のまちづくり推進条例などにより、将来にわたって保全すべきものを位置づけます。

(3) 緑の基本計画における総緑地量

- 都市公園等の施設緑地及び河川敷地や防風保安林等の地域制緑地として確保する総緑地量は次表のとおりとなります。
- 将来市街地では、緑地が **281.46ha** 確保され、将来市街地（**1,872ha**）に占める緑地の面積は、**15.0%**となります。
- 都市計画区域では、緑地が **6,071.51ha** 確保され、都市計画区域（**16,458ha**）に占める緑地の面積は、**36.9%**となります。

3 施策の体系

本計画における計画体系を以下のように定めます。

<p>えにわまるごとガーデニング</p> <p>1) 緑をまもろう</p>      <ul style="list-style-type: none">● 柱その1 自然地の保全① 適正な土地利用による保全② 市街地の緑の維持③ 公園緑地等整備にあたっての配慮 <ul style="list-style-type: none">● 柱その2 樹木・樹林の保全① 森林の保全② 樹林地の保全③ 法や条例などによる保全 <ul style="list-style-type: none">● 柱その3 水辺と生態系の保全① 水辺環境の保全② 生物多様性の確保③ 河川管理者との連携 <ul style="list-style-type: none">● 柱その4 農地の保全と交流① 農地の保全と田園景観の維持形成② 美しい農村景観づくり③ 都市と農村の交流	<p>2) 緑をふやそう</p>     <ul style="list-style-type: none">● 柱その1 公園施設等の整備・維持① 適正な公園の配置② 骨格的な公園の整備③ 緑地環境の充実④ 特色のある公園の整備⑤ 公園施設長寿命化計画の推進 <ul style="list-style-type: none">● 柱その2 緑のネットワークの形成① 良好な道路環境の整備② 緑道・自転車歩行者道の整備③ 結節点の整備 <ul style="list-style-type: none">● 柱その3 公共公益施設の緑化① 公共公益施設の緑化② 学校緑化③ 国・道などの施設の緑化 <ul style="list-style-type: none">● 柱その4 民有地の緑化① 住宅地の緑化推進② 工業地の緑化推進③ 商業地の緑化推進④ 緑化協定や建築協定制度の活用	<p>3) 緑をそだてよう</p>     <ul style="list-style-type: none">● 柱その1 市民の参加・協力① 緑化機会の確保② 管理体制の構築③ まちづくり推進基金の充実④ 緑の募金 <ul style="list-style-type: none">● 柱その2 自然保護活動と環境教育の推進① 自然保護意識の普及啓発② 自然保護団体との協働③ 環境ボランティアの育成④ 緑化学習の推進⑤ 緑化講習会の開催 <ul style="list-style-type: none">● 柱その3 緑の広報活動① 緑の散策マップの発行② 観察会の開催③ 緑のPR <ul style="list-style-type: none">● 柱その4 花のまちづくり① 推進体制の確立② 街に花と緑をふやす③ 花の供給システムの維持・発展④ 推進拠点づくり⑤ イベントの開催
---	---	---

1 緑をまもろう（柱その1）

1 自然地の保全

① 適正な土地利用による保全

- 市街地内に新たに住宅地や工場等が整備される場合は、都市計画制度の活用や“まちづくりのルール”を定めるなど、緑の保全を前提とした適正な土地利用の形成をめざします。

② 市街地の緑の維持

- 恵庭公園や茂漁川河川緑地などは、市街地内に自然林が色濃く残る身近な自然環境として、また、憩いの場として市民に親しまれています。
- これらの公園や緑地の緑は、適正な管理により維持・活用を図ります。



恵庭公園



茂漁川河川緑地

③ 公園・緑地等整備にあたっての配慮

- 規模の大きな公園・緑地や、民間事業者が開発する観光・レクリエーション施設の整備などにあたっては、周辺の自然環境や生態系への影響に最大限配慮します。



自然の面影を残す恵庭公園の樹林地

1 緑をまもう（柱その2）

2 樹木・樹林の保全

① 森林の保全

- 漁岳を源とする漁川、それに繋がる数々の支流から形成される恵庭渓谷や周辺の国有林などの森林地帯は、豊かな緑や野生動植物の生息域である自然環境が広がっています。
- これらは市民の貴重な財産であり、恵庭市をはじめ近隣自治体の水瓶ともなるえにわ湖を中心とした水源涵養保安林でもあります。
- 恵庭市では、これらの良好な水環境を後世に伝えるため「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」が制定されており、その主旨をふまえて水源の保全はもちろん、良好な自然植生や鳥獣の保護に努めます。



森林地帯を流れる漁川の上流部

② 樹林地の保全

- 防風保安林やルルマップ川などの河畔林は、市街地や市街地近郊にまとまとった緑として残されています。
- これらの樹林地は、市街地近郊にあって身近な自然環境や自然景観に接することができる場として保全・活用していきます。
- 特に市街地に残る樹林地については、住環境の快適性や安全性の面から、公園や緑地としての活用を積極的に推進し、自然環境にふれあえる場として整備を図ります。

③ 法や条例などによる保全

- 樹林地やまとまとった緑を守るため、自然保護保全制度や都市計画制度などを活用し、保護地区や地域地区、都市施設としての位置づけ、緑地協定等を活用し、保全を図ります。
- 「北海道自然環境等保全条例」や「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」による樹林や樹木の指定と、保護・保全に向けた対策を検討します。

1 緑をまもろう（柱その3）

3 水辺と生態系の保全

① 水辺環境の保全

- 恵庭市では漁川、茂漁川、柏木川、ユカンボシ川、ルルマップ川の5河川が市街地を貫流しており、緑の帯を形成しています。
- これら河川は、その潤いある景観や自然特性を活かし、住宅地や道路、公園など、市街地と一体となった水辺環境の保全、形成を図ります。



② 生物多様性の確保

漁 川

- 河川空間は連続した緑の帯であり、森林地域から市街地を経て農村地域まで、恵庭市全域に自然の息吹を伝えるエコロジカルネットワークとなっています。これら河川空間と隣接した市街地に分布するまとまりのある緑をつなぐことにより、生物多様性の高いまちづくりを推進します。

③ 河川管理者との連携

- 河川の改修・整備にあたっては、自然環境の保全・再生や景観形成に配慮した「多自然川づくり」をめざします。そのため、河川管理者である国や北海道に協力を要請するとともに、具体的な事業実施にあたっては相互連携を図っていきます。



茂漁川の多自然川づくり

1 緑をまもろう（柱その4）

4 農地の保全と交流

① 農地の保全と田園景観の維持・形成

- 農村地区では、号線道路や防風保安林が特徴的な景観を形成しています。
- これらは、恵庭市はもとより北海道を代表する景観であることから、農業との調和のとれた土地利用を図り農地を保全するとともに、生け垣や屋敷林、周辺樹林と一緒にとなった田園景観の維持・形成を図ります。



田園景観

② 美しい農村景観づくり

- 快適な農村生活環境をつくるため、環境保全等に留意しつつ地域住民が快適に居住・営農できるよう、農村景観の維持・向上をめざします。
- また、農村空間全体としての景観の調和・統一を図り、市民の協力による緑化などにより、より豊かで美しい農村景観づくりを進めます。

③ 都市と農村の交流

- 「農」をテーマとしたルルマップ自然公園ふれらんど、民間施設えこりん村がオープンし、都市と農村との交流拠点が形成されました。
- 今後はこれらの場を、市民や来訪者に恵庭市の魅力を伝えるとともに、地域活性化の場などとしての積極的に活用していきます。



ルルマップ自然公園ふれらんど 楽農祭

2 緑をふやそう（柱その1）

1 公園施設等の整備・維持

① 適正な公園の配置

- 市民が最も身近に利用する公園であり、災害時の一時避難所ともなる街区公園や近隣公園は、恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模の基づき適正に配置します。
- 高齢社会へ対応するため、バリアフリー、ユニバーサルデザインの考えに基づく施設整備、既存施設のリニューアルを推進します。



身近な公園整備のイメージ

② 骨格的な公園の整備

- 市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、スポーツなどの多様なニーズに対応できるよう、総合公園や地区公園などの公園は、施設整備や維持管理の充実を図ります。
- 恵み野駅西口地区においては、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区として指定されている優れた自然環境を活かしながら、緑の保全と良好な都市環境の形成を図ります。



恵み野中央公園のバイカモ

③ 緑地環境の充実

- 河川敷地や市街地内の樹林などについては、活用に配慮しながら市民が親しみやすい緑地環境の整備を推進します。

④ 特色のある公園の整備

- 多様化するスポーツ・文化・レクリエーション活動への対応、野外活動・自然教育をテーマにした公園などの整備、四季が感じられる工夫や五感に触れられる工夫などをを行い、特色ある公園の整備を推進します。



ユカンボシ公園

⑤ 公園施設長寿命化計画の推進

- 「恵まれた庭」という地名にふさわしいまちとして、今後は計画的に既存公園・緑地等の長期的な維持管理や施設の長寿命化を推進していきます。

2 緑をふやそう（柱その2）

2 緑のネットワークの形成（1）

道路をはじめとする緑の帯は、拠点となる公園・緑地を結ぶネットワーカルートとしての役割を担うとともに、災害時の避難路や延焼遮断帯などとしての役割も併せ持つ都市の緑として整備を図ります。

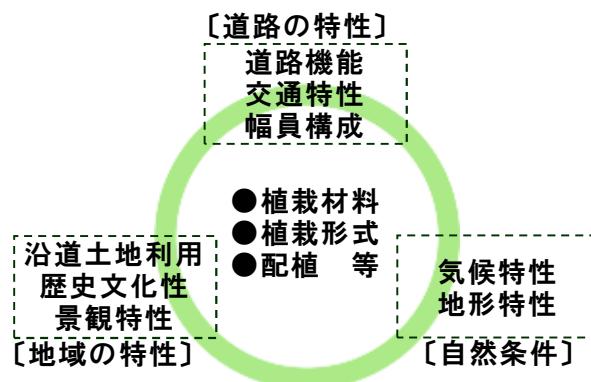
① 良好的な道路環境の整備

- 道路は最も身近な公共空間であると同時に、恵庭市やまちのイメージを印象づける重要な空間です。
- そのため、沿道の土地利用や道路の構造・機能など、道路の特性に合わせて街路樹を選定するなど、「街路樹の再生指針」に基づいて良好な道路環境の整備を推進します。
- 都市計画道路などの広幅員の道路は、歩行者の安全性確保のためにも、高木や中・低木・地被植物が一体となった街路樹網を形成します。
- 緑の骨格として緑豊かな沿道景観を形成するとともに、市街地に自然を導くエコロジカルネットワークを補完する役割を持つ空間としても位置づけ、植栽材料、植栽形式、配植等を検討します。



緑のネットワーカルート

街路樹網の考え方



- 道路の特性に合わせ、植栽材料、植栽形式、配植等を検討します。
- 今後整備する都市計画道路には、緑化を検討します。
- 既存の道路においても、「街路樹の再生指針」に基づき、剪定・除伐等の適切な管理を行います。
- 道路緑化と併せて、無電柱化についても検討し、沿道景観の向上に努めます。
- 沿道の未利用地を有効に活用し、ポケットパークや緑地の整備を推進することにより、うるおいと親しみの感じられる空間形成に努めます。
- 道路緑化にあたっては、沿道住民との協働による維持管理手法を検討します。
- 成長しすぎた危険木や支障木については、剪定、植え替えなど適切な維持管理を行います。

2 緑をふやそう（柱その2）

2 緑のネットワークの形成（2）

② 緑道・自転車歩行者道の整備

- 近年の健康志向や環境への関心の高まりなどから、ウォーキングやジョギング、サイクリングなどの健康スポーツが盛んになっています。また、散策についても公園や河川緑地などにおいて、多くの人が楽しんでいるようすが見られます。
- そのため、緑道や自転車歩行者道の整備、河川空間を活用した散策路など、緑豊かで、安心して街なかを周遊することができるネットワークを形成し、利用拠点となる公園・緑地や公共施設空間などを結びつけていきます。
- また、道道札幌恵庭自転車道線の延伸にあたっては、彩りあふれる恵庭らしい沿道景観を形成するとともに、田園景観や防風林、恵庭岳などへの眺望にも配慮していきます。

③ 結節点の整備

- 駅前広場やレクリエーション活動の拠点となる公園・緑地、ネットワークルートが交差するオープンスペースなどは、街なかを周遊したり散策したりするうえでの結節点として位置づけます。
- 休憩や交流の場、ネットワークルートとその周辺の公園・緑地等に関する情報提供施設（案内板）などを整備し、特色ある緑化による街並み景観を形成します。



自転車歩行者道・散策路の整備例



ポケットパーク さわやか広場

2 緑をふやそう（柱その3）

3 公共公益施設の緑化

① 公共公益施設の緑化

- 市内には市庁舎をはじめ、公民館、図書館、体育館、福祉施設、駅前広場などさまざまな公共公益施設があり、多くの人が利用する場であることから、緑化対象として重要な空間であるといえます。
- そのため、まちの緑化モデルとして積極的に緑化を推進し、地域緑化のシンボルとなる空間としていきます。
- また、学校を含め多くの公共公益施設が災害時の避難所・避難場所として重要な役割を担っているため、敷地外周には見通しを確保しながら防火性の高い樹木を導入するなど、防災にも配慮した緑化を図ります。
- 成長しそうな防犯、交通安全面等で支障となる樹木については、剪定、植え替えなど適切な維持管理を行います。

② 学校緑化

- 学校は地域に最も身近な公共施設であり、地域緑化の拠点的役割を担う空間として位置づけられ、環境教育の観点を取り入れた特徴のある緑化を進めることができます。
- 生徒が主体となった花壇の造成・管理、ビオトープ空間の整備といった体験型緑化活動を保護者や地域住民、行政などが支援することにより、緑化推進と自然保護意識を育んでいきます。

③ 国・道などの施設の緑化

- 国や道などが管理する施設については、緑の基本計画の基本理念・緑の将来像の実現に向け、周辺環境に調和した緑化や景観の形成について協力を要請していきます。



公共公益施設の緑化例



駅前広場の緑化例



学校の緑化例



国・道などの施設の緑化例

2 緑をふやそう（柱その4）

4 民有地の緑化

① 住宅地の緑化推進

- 住宅地は、緑あふれる親しみやすい街並みと快適な住環境を形成するため、ガーデニングの普及などを図ります。
- また、現在も良好な住環境を保っている地区や、今後住宅地として開発が見込まれる地区では、地区計画制度や建築協定制度等の締結を検討し、緑に囲まれたうるおいのある住環境の形成を図ります。
- 土地の高度利用が行われる中高層住宅では、市街地景観形成の観点から、緑地空間の確保について協議するなど、緑化推進を図ります。



緑あふれる街並み

② 工業地の緑化推進

- 工場や大規模な倉庫群など広大な面積を有する工業地は、地域景観形成の観点から重要な空間であり、周辺地域の景観に配慮したうるおいのある緑化を促進し、職場環境の向上にも寄与するものとします。
- 特に大規模工場では、騒音・振動等、隣接地の住環境への影響も考えられることから敷地外周部への緩衝緑地帯の配置を促進し、良好な市街地環境の形成を促進します。

③ 商業地の緑化推進

- 市民や来訪者など多くの人が訪れる商店街は、花や緑が連続する彩りあふれる商業地の形成を推進し、恵庭らしい魅力ある景観形成を図ります。
- 緑化スペースを十分に確保することができない場所では、壁面やハンギングバスケットなどを有効に活用するなど、立体的な緑化手法を検討します。



彩りと魅力あふれる緑化

④ 緑化協定や建築協定制度の活用

- 統一された緑化や街並みづくりによる良好な市街地景観の形成を図るために、都市緑地法による緑化協定や建築協定などの締結を促進していきます。
- 「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」に基づき、工場や町内会などの緑化協定締結などを推進します。

3 緑をそだてよう（柱その1）

1 市民の参加・協力

① 緑化機会の確保

- 緑化活動は、市民が自主的に緑化を行う意識を醸成するうえで重要な機会となります。
- 緑化機会を積極的に増やすとともに、取り組みやすく、イベントとしても行いやすい植樹方法を取り入れるよう努めます。



取り組みやすい植樹方法

② 管理体制の構築

- 公園や緑地が持つ機能を有効に発揮できるよう、各地区のみどりの推進員や自然活動団体・河川愛護団体をはじめ、市民が気軽に参加できるような維持管理体制の構築に努め、その円滑な運営を図ります。

③ まちづくり推進基金の充実

- 緑化施策を継続的に実施していくためには、安定した財源確保が必要になることから、市民の協力を得ながら「まちづくり推進基金」を継続し、その充実を図ります。

④ 緑の募金

- 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、家庭募金・学校募金・街頭募金・職場募金等を推進するとともに、その募金を活用して市民がさまざまなかたちで緑化活動に参加できるよう努めます。



緑の募金による学校環境緑化事業
(松恵小学校)

3 緑をそだてよう（柱その2）

2 自然保護活動と環境教育の推進

① 自然保護意識の普及啓発

- 自然環境や緑の重要性に対する市民意識の向上を目的として、自然観察会や野鳥観察会、体験学習会などの活動を支援・促進し、自然保護意識の普及啓発を図ります。



自然観察会

② 自然保護団体等との協働

- 緑をまもり、そだてていくためには、市民一人ひとりの緑や緑化された公共施設などに対する愛護意識を高めることが重要です。
- 自然保護団体等に対して負担なく協力・支援が得られるように環境整備を行い、市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働による自然保護活動と環境教育の推進を図ります。



川の学習（松恵小学校）

③ 環境ボランティアの育成

- 市民による自主的な環境保全活動を促進するため、環境ボランティアの育成を図ります。
- 環境保全について市民一人ひとりの理解と認識を深めるため、環境教育の基本となる方針の策定、シンポジウムの開催、教材の作成など、環境都市憲庭をめざした取り組みの推進を図ります。

④ 緑化学習の推進

- 次代を担う子どもたちの緑に対する意識を高めるため、体験学習の機会と場を充実するなど、緑化学習の推進を図ります。

⑤ 緑化講習会の開催

- 市民の緑化知識と技術向上を図るため、各種講習会を開催します。

3 緑をそだてよう（柱その3）

3 緑の広報活動

① 緑の散策マップの発行

- 市内の拠点となる緑やポイントとなる緑、ネットワークを形成している緑、自然環境などが一目でわかるマップを作成し、市民や来訪者に提供できるようにしていきます。

② 緑のPR

- 花のまちづくりをめざす行動の指針として、市民と行政との協働で策定された「えにわ花のまちづくりプラン」（平成30年3月改定）の発行や、街のあり方をテーマにしたイベント「花とくらし展」の開催は、これまで（令和3年現在）に32回を数えました。また、花のまちづくりの「花はな通信」の発行、花マップの配布などを積極的に行ってています。
- 令和4年には、「はなふる」等をメイン会場に第39回全国都市緑化北海道フェアが開催されます。
- フェアを通じ、心豊かな生活文化の創造、観光資源としてツーリズムの定着を進めるとともに、各産業と連携した地域振興の促進を図ることで、北海道の豊かな自然や花と緑の魅力、そして「花のまち」としてブランドの全国的な発信の契機とし、更なる発展にむけたガーデン運動を推進していきます。



これまでに発行された広報パンフレット・計画書

3 緑をそだてよう（柱その4）

4 花のまちづくり

① 推進体制の強化

- 花のまちづくりは、「花のまちづくりプラン」に基づいて推進しているところであり、プランの推進を目的として恵庭花のまちづくり推進会議が設立されています。
- 今後は、花いっぱい文化協会、恵庭市花苗生産組合のほか、商店街、企業、恵庭フラワーマスター協議会、花ガイドの方々などとの連携を深め、プラン実現に向けた推進体制強化を図ります。

② 街に花と緑をふやす

- 私たちのめざす花のまちづくりは、「花のまちづくりプラン」の目標である総合的な環境の質、すなわち「恵庭らしさ」をめざし、市民と行政の協働により、植栽空間や季節に応じた花と緑と街を彩るアクセントとして質の向上を図ります。
- 市の花スズランについては、在来種の栽培技術を確立し、普及・拡大を図ります。

③ 花の供給システムの維持・発展

- 恵庭市は道内でも有数の花苗生産地であり、現在、恵庭市花いっぱい文化協会と花苗生産者との連携による市民への花苗供給システムが確立されています。
- 今後も花のまちづくりを推進していくため、イベント等を通じて生産者と市民の交流を深め、植栽技術の向上、情報共有を図りながら、このシステムを維持・発展させていきます。

④ 推進拠点づくり

- 「花の拠点」を道と川の駅空間と連動して、ふらり観光の拠点として機能させる一方、恵庭の花文化を支える拠点として、花文化の育成及び発信拠点としての利活用を推進していきます。



⑤ イベントの開催

- 花をテーマとした市民交流を活発化し、花に関する情報を発信するため、花とくらし展を継続するとともに、誰もが楽しめる花のイベント事業を推進していきます。



花とくらし展

4 実現化に向けて

(1) 市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働

- 緑に対する意識向上、自主的な緑化活動の実践と拡大を、市民や各種団体、事業者、行政が互いに役割を分担しながら、連携と協働により緑の保全・整備・維持管理を推進していきます。
- また、市民主体の活動が行いやすい環境整備に努めるとともに、支援や人材の発掘・育成を進めます。
- 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用と推進を図ります。

(2) 推進体制の確立

- 緑の基本計画を推進していくため、市民や各種団体、事業者、行政による協働の体制と、それぞれが持つ情報を共有化するシステムを確立し、施策・事業を総合的に推進していきます。
- 広報活動を充実し、緑に関する情報を広く発信することにより、市民の緑に対する意識を高めていきます。

(3) 国・道・関係自治体との広域的な連携

- 河川や国道・道道、広域性の高い防災に関わる公園・緑地などの配置及び整備に関しては、国・道・関係自治体との相互連携を強化し、施策・事業を推進していきます。

(4) 緑の基本計画の見直し

- 概ね5年ごとに行われる都市計画に関する基礎調査結果や、まちづくりの進展状況、緑の基本計画の施策及び事業の進捗状況、緑の基本計画に関わる関係法令の改正、社会経済情勢の大きな変化などをふまえ、必要に応じて計画を見直します。

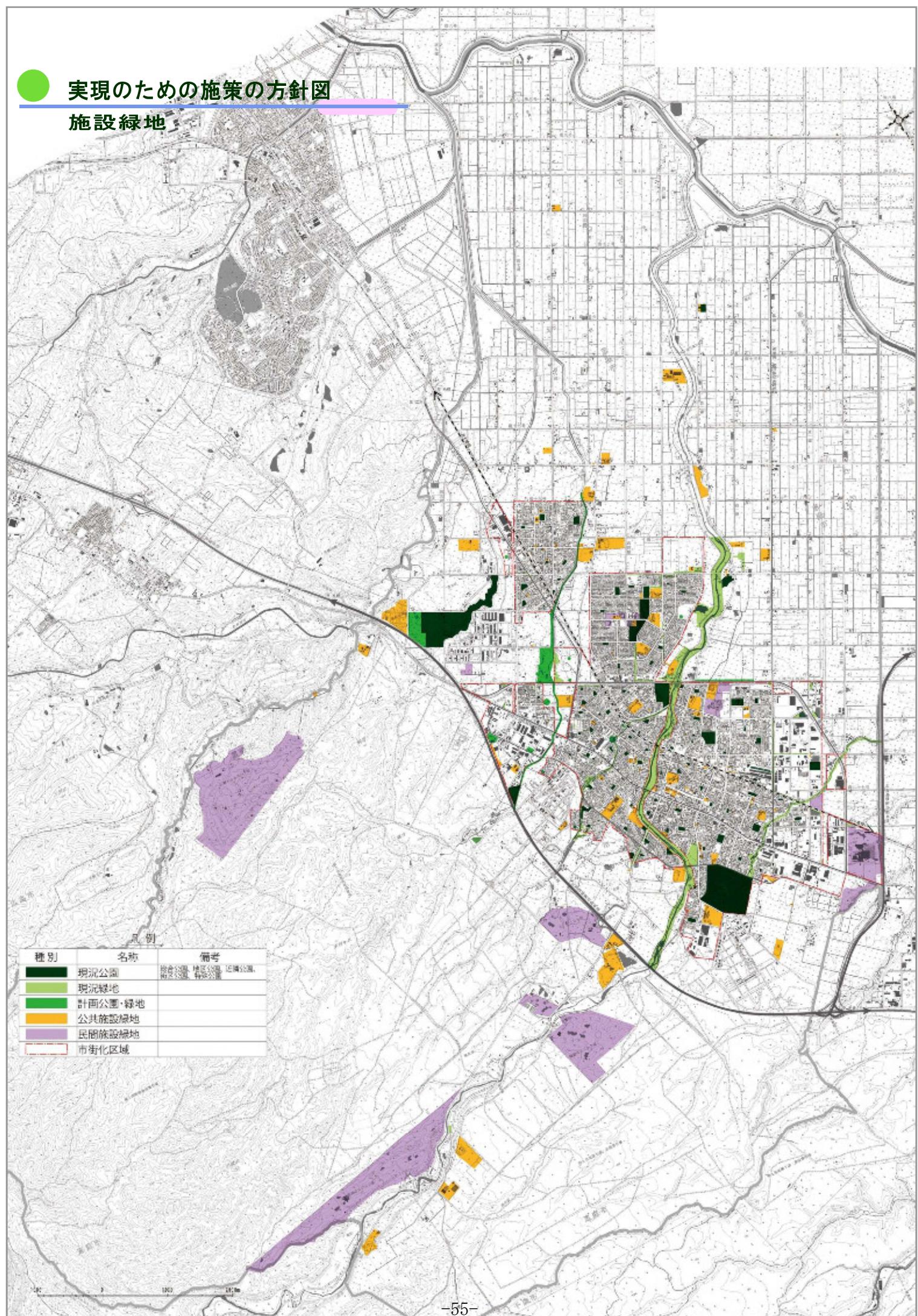
参考：緑地の整備総括表

緑地種別	当期計画(平成24年)				見直し現況(令和2年現在)				目標年次(令和22年)※1			
	市街化区域(用途地域)		都市計画区域		市街化区域(用途地域)		都市計画区域		市街化区域(用途地域)		都市計画区域	
	整備・指定量 ㎡/人	整備・指定量 面積(ha)	整備・指定量 ㎡/人									
整備箇所			整備箇所									
街区公園	85	22.01	3.39	85	22.01	3.19	87	22.88	3.41	87	22.88	3.27
近隣公園	9	12.20	1.88	9	12.20	1.77	9	12.20	1.82	9	12.20	1.74
地区公園	2	9.80	1.51	2	9.80	1.42	2	9.80	1.46	2	9.80	1.40
都市基幹公園	2	52.20	8.03	2	84.60	12.26	3	52.20	7.76	3	84.60	12.09
総合公園												
運動公園												
基幹公園計	98	96.21	14.80	99	128.61	18.64	101	97.00	14.49	101	129.48	18.50
風致公園												
動植物公園												
歴史公園												
墓園												
その他												
遊歩公園												
広場公園												
緑街绿地												
都市绿地	33	30.48	4.69	39	50.66	7.34	48	35.44	5.29	55	59.96	8.57
船道	2	3.78	0.58	2	3.78	0.55	2	3.78	0.56	2	3.78	0.54
都市林												
国の設置によるもの												
都市公園計	133	130.47	20.07	143	188.05	27.25	151	136.30	20.34	162	203.94	29.13
公共施設緑地	95	52.31	8.05	136	162.30	23.52	97	72.00	10.45	137	167.93	23.99
都市公園等合計	228	182.78	28.12	279	310.35	50.78	248	206.30	30.79	299	371.87	53.12
民間施設緑地	7	32.76	5.04	14	412.98	68.55	9	35.28	5.27	15	466.38	66.63
施設用地計	235	215.56	33.16	293	823.33	119.32	257	241.58	36.06	314	838.25	119.75
緑地保全領域												
特別耕種保全地区												
園芸地区												
*河川区域	3	20.70	3.18	7	638.20	88.14	3	22.70	2.38	7	608.20	86.89
*保育林区域												
*神奈森林計画対象民有林	3	10.14	1.56	20	605.26	87.72	3	10.14	1.51	20	605.26	86.47
*農用地												
その他法によるもの	1	4.26	0.66	1	4.26	0.62	1	4.26	0.64	1	4.26	0.61
法によるもの計	7	35.19	5.40	28	5389.52	781.39	7	35.10	5.24	38	5287.02	755.29
*環境保全地区等	4	4.21	0.66	4	4.21	0.62	4	4.21	0.64	4	4.21	0.61
法定												
その他条例によるもの	2	43.10	6.63	4	46.50	6.74	2	43.10	6.43	4	46.50	6.64
条例等によるもの計	6	47.37	7.29	8	50.77	7.36	6	47.37	7.01	8	50.77	7.25
地質削減地間重複控除	13	82.47	12.69	46	5440.29	788.45	13	82.47	12.31	46	5337.79	762.54
地盤削減地間重複控除	13	82.47	12.69	46	5433.96	787.53	13	82.47	12.31	46	5331.46	761.64
施設・地盤削減地間重複控除	-48.35	-7.44	-31.79	-53.88	-48.35	-7.22	-31.79	-53.11	-48.35	-7.67	-48.35	-7.67
総計	248	249.68	38.41	329	5885.50	852.97	270	215.70	41.15	360	5797.92	828.27

※1 公園と公園予定地の合計
 ※2 (仮称) 南鳥島公園、(仮称) 西島松公園、(仮称) 恵み野駅西第2公園、(仮称) 恵美松公園、(仮称) かえで公園

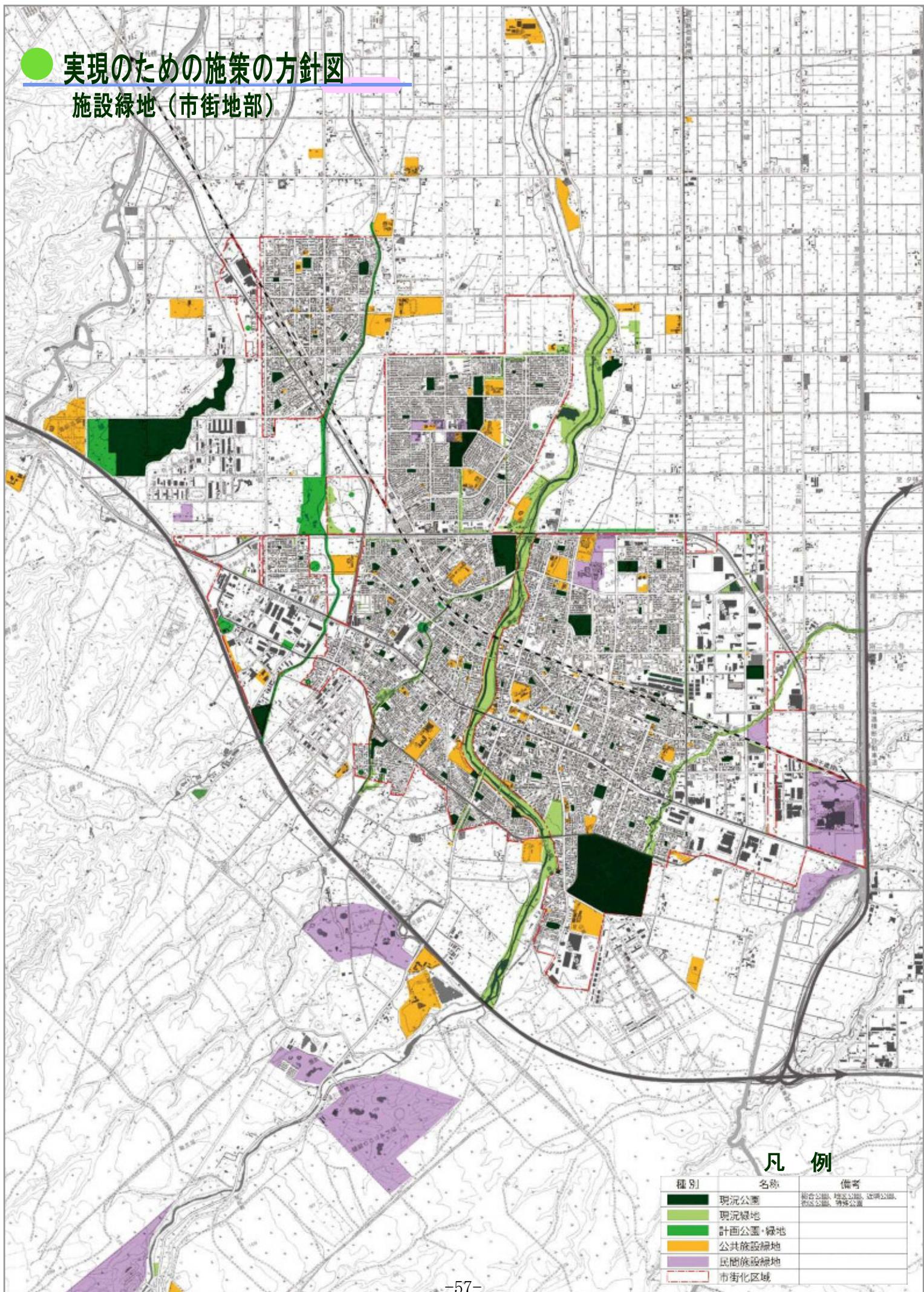
実現のための施策の方針図

施設緑地



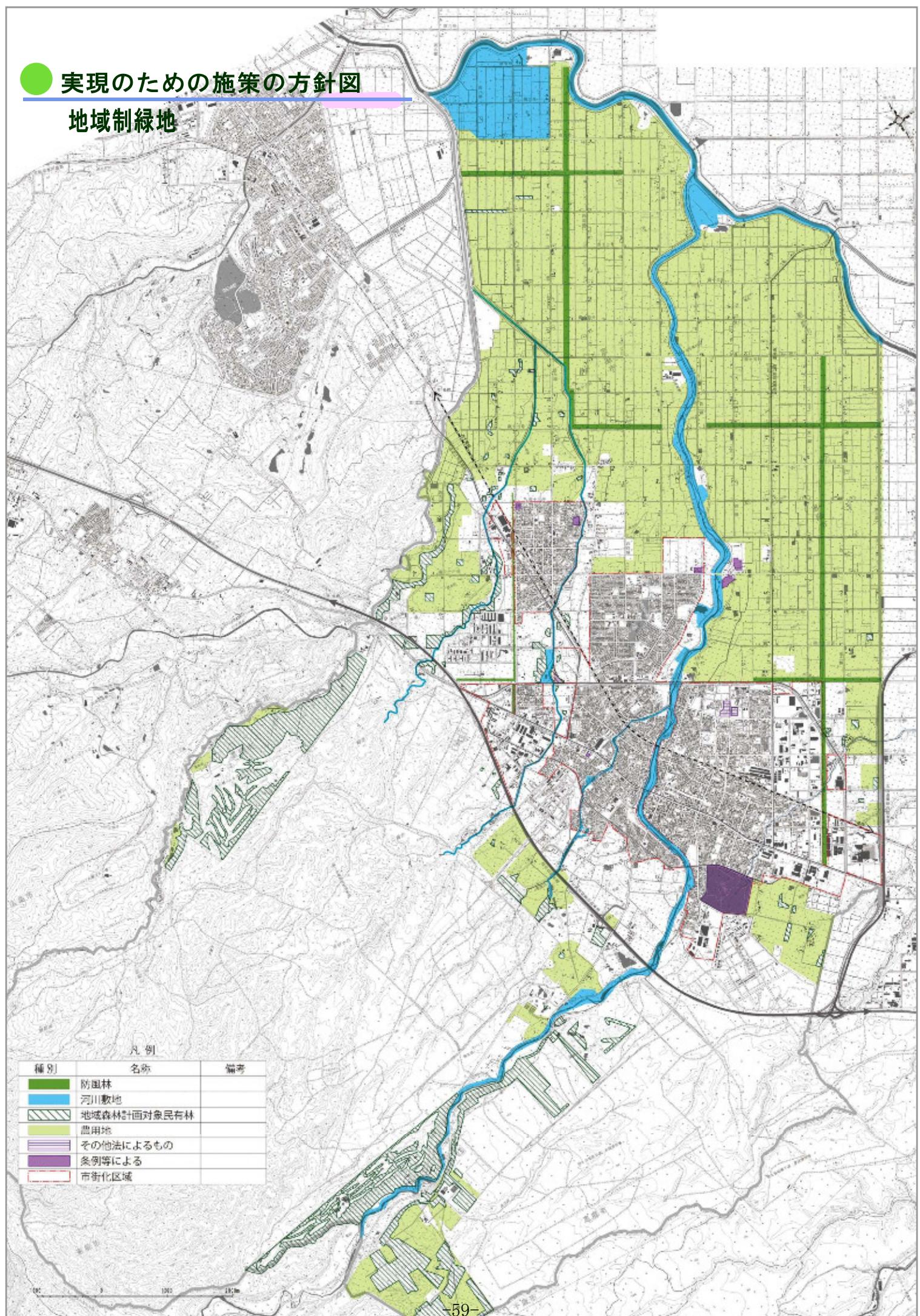
実現のための施策の方針図

施設緑地（市街地部）



実現のための施策の方針図

地域制緑地



資 料 編



用語解説 · · · · · 63

緑の基本計画 用語解説

あ 行

●運動公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、一市町村の区域内に居住する住民を対象に、主に運動のための利用を目的とした公園。

運動公園の敷地面積の 50%を超えない範囲において、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、プールなどの運動施設を配置することができる。

●駅前広場

鉄道、バス、一般自動車などさまざまな交通手段の結節点。

駅前における安全かつ円滑な交通の確保、交通機関相互の乗り継ぎの利便性の増進などを目的として設けられ、市民交流の場、都市の顔としての美観上の役割も併せ持つ。

●エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮したうえで、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークを形成する緑地は以下のように分類される。

1) 中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地。

2) 抱点地区

市街地内に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する核となる緑地。

3) 回廊地区

中核地区と抱点地区を結び、動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地。

4) 緩衝地区

中核地区、抱点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯。

ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然との触れ合いの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能を発揮することが期待される。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発のために必要不可欠な、向こう 15 年間の新たな行動計画、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 の世界目標と 169 の達成基準が示された。

●恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

(制定 平成 11 年 4 月 1 日 条例第 15 号)

漁川上流域の大切な水源を保全し、市民が将来にわたって安全な水を飲むことができるよう、条例により排出水の水質を規制している。

規制対象となる事業場は、ゴルフ場と廃棄物最終処分場で、排水基準については上位法に抵触しない範囲で最も厳しい値を採用している。また、対象事業者には新設・拡張時の届出や事前の住民説明会の実施等の義務を課すとともに、市は必要に応じて立ち入り検査ができるよう定めている。

水道水源水質保全地域として、牧場及び盤尻地区の一部（国有林野及び北海道大演習場区域を除く）725ha を指定している。

●恵庭市総合計画

恵庭市の将来像を描き、行政の基本指針としてさまざまな施策や事業を総合的・計画的に進めるために策定したもの。

現在、恵庭市においては「第 4 期総合計画」（計画期間 平成 18 年度～平成 27 年度）を策定し、この計画に基づき各種施策を実施している。

計画策定期は総合計画の基本部分である

「基本構想」を地方自治法で定めることが義務づけられていたが、地方自治法改正（平成23年5月）によって法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市町村の判断に委ねられることとなった。

●惠庭市都市計画マスターplan

都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画法改正（平成4年）によって市町村に策定が義務づけられた。

「惠庭市総合計画」、都道府県が策定する「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針」に沿って都市の将来像を明らかにするとともに、市全体及び地域別での土地利用や都市計画の方針を示し、惠庭市における都市づくりの総合的な指針を定めている。

惠庭市では平成12年10月に都市計画マスターplanを策定したが、策定から10年が経過し、人口減少・高齢化の急速な進展、「第4期総合計画」の策定など、まちづくりを取り巻く環境が大きく変化したことを受け、令和3年8月に見直しを行っている。

●惠庭市水と緑のまちづくり推進条例

（制定 昭和63年3月28日 条例第7号
改正 平成11年3月31日 条例第10号）

豊かな人間環境の創造を基本理念として、きよらかな水と緑豊かなまちづくりを推進することによって、市民のやすらぎと潤いのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的に制定されたものである。

この条例では水と緑のまちづくりを推進するための基本計画策定を定めており、これに基づき「水と緑のやすらぎプラン」を策定している。このほか、公共施設や民間施設の事業実施にあたっての水と緑の推進、緑化推進地区・自然環境保全地区及び保護樹木の指定を定めている。

●惠庭市水と緑のやすらぎプラン

国の施策である「快適な冬の生活環境づくり～ふゆトピア計画」を契機として、昭和62年に策定した計画。平成16年に見直され、「新 水と緑のやすらぎプラン」が策定された。

恵まれた大地を形成してきた母なる川漁川などの「水」と四季折々に多彩な姿を呈する「緑」を軸に、緑のネットワーク形成を目的としている。

清らかな川と豊かな森林が展開する都市背後の山岳丘陵地を主体とした「やまのやすらぎプラン」、市街地と田園地帯を主体とした「まちのやすらぎプラン」のふたつの計画体系から構成されている。

●えにわ花のまちづくりプラン

花のまちづくりに参加し、実践してきた市民と行政との協働作業で平成10年に策定され、花のまちづくりをめざす行動の呼びかけとして、実践にあたって尊重してほしい行動の指針を示したものである。

平成20年にプランの見直しが行われ、「花のまちえにわ」にふさわしい景観や人と人のコミュニケーションを広めるため、花の効用によるまちづくり12か条と行動指針を示している。

●オープンスペース

公園、河川・湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない一定の地域的広がり、あるいは敷地内の空地の総称。

か 行

●街区公園

都市公園法施行令において、主に街区内に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置づけている。

敷地面積の標準は0.25haとしている。

●環境緑地保護地区

北海道自然環境等保全条例に基づき、良好な環境を形成している樹林地、由緒由来のある樹木や美観風致などを維持するための樹木で、住民の休養や都市景観上保全することが必要と認められるものを保護地区・保護樹木として北海道知事が指定するものである。

恵庭市内では、西島松環境緑地保護地区（市民交流の森）を含め保護地区4箇所、恵庭市庁舎前のイチイ（オンコ）3本が保護樹木として指定されている。

●緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害の防止や緩和、もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。

一般的に、公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置され、空間距離を保つとともに樹木の持つ環境保全機能効果に期待し、多くの樹木が植えられることが多い。

●近隣公園

都市公園法施行令において、主に近隣に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置づけている。

敷地面積の標準は2haとしている。

●グリーンインフラ

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められている。

●公園施設長寿命化計画

平成21年4月に創設された「公園施設長

寿命化計画策定補助制度」に基づく計画。

市町村が管理する都市公園の公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組みの推進を目的としている。

さ 行

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

●施設緑地

国や都道府県、市町村が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。

都市公園法に基づいた都市公園と、都市公園以外の公共施設緑地、民間施設緑地に区分される。（P.3 緑地の分類参照）

●住区基幹公園

歩いていける範囲にあって、住民の日常生活に密着した最も基本的な公園。コミュニティ形成、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難場所等として多様な機能を有する。

住区基幹公園には、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

●整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

は、都市計画法に基づき、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業といった都市計画の決定方針として都道府県が定めるものである。

恵庭市においては、千歳市と一体の都市として千歳恵庭圏都市計画区域が指定されており、千歳恵庭圏の整備、開発及び保全の方針は北海道が定めている。

用途地域をはじめとする土地利用や都市計画公園、都市計画道路など個々の都市施設の都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即して定められる。

●生物多様性

生物種の多様さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいう。

自然の生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種及びその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する包括的な概念。

●生物多様性保全活動推進法

日本の豊かな生物多様性を地域ぐるみで保全していくことをめざし、平成22年に公布された「地域における多様な主体の連携による生物の保全のための活動の促進等に関する法律」の略称。

この法律を受け、緑の基本計画の策定または改定時において、生物多様性の確保のための緑地の配置方針を設定することとなった。

●雪中植林

植樹は春や秋に行うのが普通であるが、本来は植物の休眠期間に行うのが最もよいとされ、その性質を活かして冬期に行う植樹方法。

雪を掘り起こして地面を出し、苗木を入れたバイオブロックを置くだけであり、雪をかぶせることにより苗木を保護・保温すること

で雪解け前に根系が活動し、成長する。

バイオブロックを用いた植樹は、「えにわ市民植樹祭」をはじめとして恵庭市において数多く実施されている。

●総合公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、一市町村の区域内に居住する住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。

た 行

●多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・形成するために河川整備・管理を行うこと。

茂漁川は、多自然川づくりの先進的な優れた事例として、土木学会デザイン賞2006において優秀賞を受賞している。

●地域制緑地

法律や条例などによって一定の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境などを保全することを目的とする。

地域制緑地は、法による地域、協定、条例等によるものに区分される。(P.3 緑地の分類参照)

●地域森林計画対象民有林

森林法に基づき国が定める「全国森林計画」に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画」の対象となる民有林を指す。

民有林とは国が所有する国有林以外の森林で、民有林には、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公

有林も含まれる。

●地区公園

都市公園法施行令において、主に徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置づけている。

敷地面積の標準は4haとしている。

●特殊公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称して特殊公園という。

●特別緑地保全地区

都市緑地法に基づく緑地保全制度。

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全するもので、都道府県知事が指定する。

●都市基幹公園

一市町村の区域内に居住する住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のための空間を確保するため、都市を利用単位として設置する基幹的な公園。

主たる機能から総合公園と運動公園に区分される。

●都市計画

都市の健全な発展と、秩序ある整備を図るために土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

市街化区域及び市街化調整区域との区分（区域区分）や用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画などを定めることができ、まちづくりを秩序立てて進めていくことを目的とした計画。

●都市計画区域

都市計画法に基づき、都市計画を策定すべき土地として設定された区域。

市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況・推移を考え合わせ、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

●都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針。

都市の将来像を明らかにするとともに、市全体及び地域別での土地利用や都市計画の方針を示し、都市づくりの総合的な指針を定めることを目的とする。

●都市公園

都市公園法に規定される公園で、都市計画区域内に市町村が設置した公園や緑地、国や都道府県が整備した公園のほか、都市緑地や緑道、墓園などのさまざまな種類の公園の総称。

●都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保、良好な都市環境保持のための施設の総称。

都市計画法では次の施設を都市施設としている。

- 1) 道路、都市高速鉄道、駐車場などの交通施設
- 2) 公園、緑地、広場、墓園などの公共空地
- 3) 水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- 4) 河川、運河などの水路
- 5) 学校、図書館、研究施設などの教育文化施設
- 6) 病院、保育所などの医療・福祉施設
- 7) 市場、と畜場、火葬場

- 8)一団地の住宅施設
- 9)一団地の官公庁施設
- 10)流通業務団地
- 11)一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 12)その他政令で定める施設

●都市の低炭素化

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることから、都市の健全な発展に寄与する二酸化炭素排出量の削減促進を通じ、持続可能で活力ある国土・地域づくりの推進を目的として、平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行された。

目標のひとつとして、二酸化炭素の吸収源となる都市のみどりの積極的な保全・創出を掲げており、緑化による地表面被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド現象の緩和機能を通じ、自然と共生し、緑豊かで美しく風格あるまちづくりを実現している。

●都市緑地

都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

1箇所あたり0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合は、その規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わず借地により整備し、都市公園として配置するものを含む。)

●都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに、緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする法律。

「緑の基本計画」は都市緑地法に基づく計画である。

な 行

●農用地区域

市町村が今後長期（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域内に設定する区域。

市町村が策定する「農業振興地域整備計画」において「農用地利用計画」に農用地区域に関する事項が定められる。

なお、農用地区域はその現況が農用地等である土地の区域をいうのではなく、農用地として利用すべき土地の区域を意味するものである。そのため、農用地ではなく、山林、原野等であっても、将来、農用地等としての開発が見込まれるときには農用地区域に含めることができる。

は 行

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）を取り除く（フリーにする）こと。

もともとは段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障がいのある人の社会参加を困難にする障がいの除去（ソフト面の社会的、制度的、心理的な障がい）を含む。

●ビオトープ

ギリシャ語で生命を意味する「bios」と、場所を意味する「topos」の合成語。本来その地域にすむさまざまな野生生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のことで、「生物の生息空間」と訳される。

都市化や工業の進展などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間のほか、都市内

の空き地、学校の校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指す場合もある。

生態系の保全の観点からは、単体でビオトープを保全・整備するのではなく、生物の移動経路が確保できるようなネットワークの形成が重要とされる。

●風致地区

都市の自然美を維持することを目的とした都市計画法に基づく制度。良好な樹林地や水辺など自然環境が残されている土地、歴史的に意義深い土地などが対象となる。

都道府県知事が都市計画に定める地域地区のひとつであり、建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受ける。

●保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

●ポケットパーク

都市の中に設けられた小公園。

本来は都心部の往来の激しいビル街で人と車の雑踏から離れた空間としてつくられた広場をさす言葉であるが、歩道の一部や交差点付近に広場を確保し、ベンチなどの休憩施設を整備した場所もポケットパークと呼ぶ場合がある。

ま 行

●まちづくり

市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働により、自らが生活する場を住みよく魅力あるものにしていく諸活動。

地場産業の開発や活性化、イベント、人づくりなどを目的とする「まちおこし」と同義に使われることもある。

なお、「まちづくり」、「街づくり」といった表現のうち、「まちづくり」はハード・ソフトを含めた最も包括的な使われ方をし、

「街づくり」は道路、公園、建築物などの物的施設づくり（ハード）を目的とした場合に使われることが多い。

や 行

●ユニバーサルデザイン

誰でも状況によっては何かしらの「障がい」を持つということを発想の起点としている。

バリアフリーの場合は、使う人にとってのバリア（壁）を取り除く考え方だが、ユニバーサルデザインはバリアをつくらないことをはじめから考え、そのうえすべての人が気持ちよく使えるように都市環境や生活環境を計画する考え方である。

都市公園整備を行う際の指針として、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を国土交通省が作成している。

ら 行

●ランドマーク

土地の目印の意味。

景観を構成する要素のひとつで、都市空間やその他の地域空間のなかで象徴となるもの、自分がいる位置を確認する手がかりとなる目標物などをさす。

高い山や特徴的な形の山、都市空間のなかにそびえる高層ビルや尖塔、独立樹の大木などがこの役割を果たす。

●緑地

設置・管理主体が公共であるか民間であるかは問わないが、何らかの根拠によって公共性と永続性が担保されている、自然的環境を有するオープンスペース。

緑地には、都市公園など營造物としての緑地を意味する狭義の緑地と、社寺境内地などの空き地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含めた広義の緑地がある。

都市計画法、都市公園法でいう緑地は狭義の緑地に該当し、市町村が施設を積極的に整備・管理するもので、「施設緑地」を意味する。これは、公園と機能的に異なるものではないが、通常公園施設はほとんど設けず、自然のまま、または園路、植栽を施す程度でその目的を達しうるものをいう。

都市緑地法でいう緑地は「樹林地、草地、水辺地、岩石地、これらに類する土地で、良好な自然環境を形成しているもの」としており、広義の緑地とほぼ同義である。

広義の緑地のうち、風致地区、生産緑地地区など一定の地域を指定して定めるものを「地域制緑地」という。

(P.3 緑地の分類参照)

緑地を保全するもので、都道府県知事が指定する。

●緑道

一般的には、自動車交通と分離させて系統的に設けられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することにより、多目的空間として機能するものをいう。

都市公園法において、都市公園の一種である緑地として位置づけられ、災害時における避難経路の確保、市街地における都市生活の安全性、快適性の確保などを図ることを目的とした植樹帯及び歩行者路や自転車を主体とする緑地である。

●緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地、または道路や河川などに隣接する土地所有者などの合意によって、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全・緑化に関する協定。

協定を締結するためには、区域全員の合意と市町村長の認可が必要である。

●緑地保全地域

都市緑地法に基づく緑地保全制度。
里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら



恵庭市緑の基本計画（案）

令和4年版

令和4年1月

編集・発行 恵庭市企画振興部

まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話 0123-33-3131

FAX 0123-33-3137

E-mail machi@city.eniwa.hokkaido.jp